

第3次 上尾市環境基本計画



令和 3年3月
上尾市

第3次上尾市環境基本計画策定にあたって

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、これまで市は、平成9年の「上尾市環境基本条例」の制定や、平成10年の「上尾市環境基本計画」の策定、平成22年に「第2次上尾市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政が協働して、環境の保全および創造のための施策に取り組んでまいりました。この間、私たちを取り巻く環境問題は大きく変化しました。

とりわけ、国際的な動向に目を向けると、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、先進国・途上国の区別なく、自国の温室効果ガス削減目標達成に向けた取組みの実施等を規定した公平かつ実効的な枠組みであり、環境分野における転換点と言えるでしょう。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」が宣言され、環境分野での大きな一歩を踏み出しました。地球規模の大きな問題にも、地方自治体レベルで貢献していくことが求められています。

本市においても環境問題は喫緊の課題であり、令和元年の台風19号による被害をはじめ、豪雨による浸水被害、記録的な猛暑による熱中症など、気候変動や健康被害など地球温暖化の影響は予断を許さない状況です。防災としての適応策に注力していますが、根本的な温室効果ガスの削減に向けた緩和策についても、現状に即した具体的な取組みを進めることは目下の急務です。

本計画では、第2次上尾市環境基本計画を踏襲しつつ、新たな将来像を掲げ、指標にSDGsの考えを取り入れるなど、社会や時代の変化に即した方向性を掲げました。また、本市ではエコに関わる活動を「AGECO style（あげこスタイル）」と総称し、環境活動推進の軸として位置づけております。自然との共生、公害の防止、快適環境の構築、循環型社会の形成、低炭素社会の構築、環境活動の活発化を環境目標に、市民・事業者・行政が連携し、施策を推進することで、望ましい環境像の実現に取り組んでまいります。

結びに、ご審議いただきました本市環境審議会委員の皆様、アンケートや市民コメント制度を通してご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に御礼申し上げますとともに、上尾の素晴らしい環境を未来につなぐために、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月



上尾市長 富山 稔



目次

第1部 基本的事項

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象とする範囲	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進体制	3

第2部 本市を取り巻く状況と課題

第1章 国内外の動向	7
1. 国内外の環境問題への対応	7
第2章 上尾市の概況	10
1. 自然的条件	10
2. 社会的条件	12
3. 環境分野の状況	16
第3章 上尾市の現状と課題	23
1. 第2次計画の評価	23
2. 環境基本計画策定に関するアンケート調査結果の概要	27
3. 今後の課題	42

第3部 計画が目指すもの

第1章 望ましい環境像と施策の方向性	45
1. 望ましい環境像	45
2. 施策の方向性	46
3. 施策の体系	47
第2章 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	48
1. 基本的事項	48
2. 温室効果ガス排出量の現況推計・要因分析	49
3. 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）	53
4. 温室効果ガス削減目標の設定	55
5. 温室効果ガス削減に向けた対策・施策	56

第4部 行動計画

第1章 施策の展開	59
1. 自然環境分野	59
2. 都市・生活環境分野	65
3. 資源循環分野	74
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野	77
5. 環境づくり分野	81
第2章 推進体制と進行管理	84
1. 計画の推進体制	84
2. 計画の進行管理	85

資料編

1. 上尾市環境基本条例	87
2. 策定経過.....	91
3. 用語集.....	92

第 1 部 基本的事項

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

本市では、1997年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、1998年3月に「上尾市環境基本計画」、2010年3月に「第2次上尾市環境基本計画」を策定し、2020年度を目標年次として望ましい環境像「自然と人が共生する エコタウン・あげお」の実現を目指して、環境の保全と創造のための施策に取り組んできました。

2016年3月には、東日本大震災以後の社会環境の変化や新たな課題を、より現状に即した計画とするために「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」を策定し、環境の保全と創造に関する取組をより一層推進してきました。

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、熱帯雨林の破壊、森林資源の枯渇、砂漠化など地球的規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や高度成長を経たライフスタイルの変化が原因と考えられ、特に地球環境問題については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

国においては、2015年10月の「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択や、同年12月の「パリ協定」合意（第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21））など、時代の転換点を迎えたとして、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していくことが必要としています。

このような動向を受け、2018年4月には「第五次環境基本計画」が策定されました。この計画では目指すべき社会の姿を、1.「地域循環共生圏※」の創造、2.「世界の範となる日本」の確立、3.「1.2を通じた、持続可能な循環共生型の社会の実現」としています。

また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「パリ協定の目標である、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生など、環境政策の根幹となる環境保全の取り組みを着実に進めるとともに、SDGsへの貢献や2050年温室効果ガス排出実質ゼロなど、目指すべき社会の姿の実現への施策が展開されています。

※「地域循環共生圏」

各地域がその特性を生かした強みを発揮。地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成、地域の特性に応じて補完し、支え合う。



出典：環境省

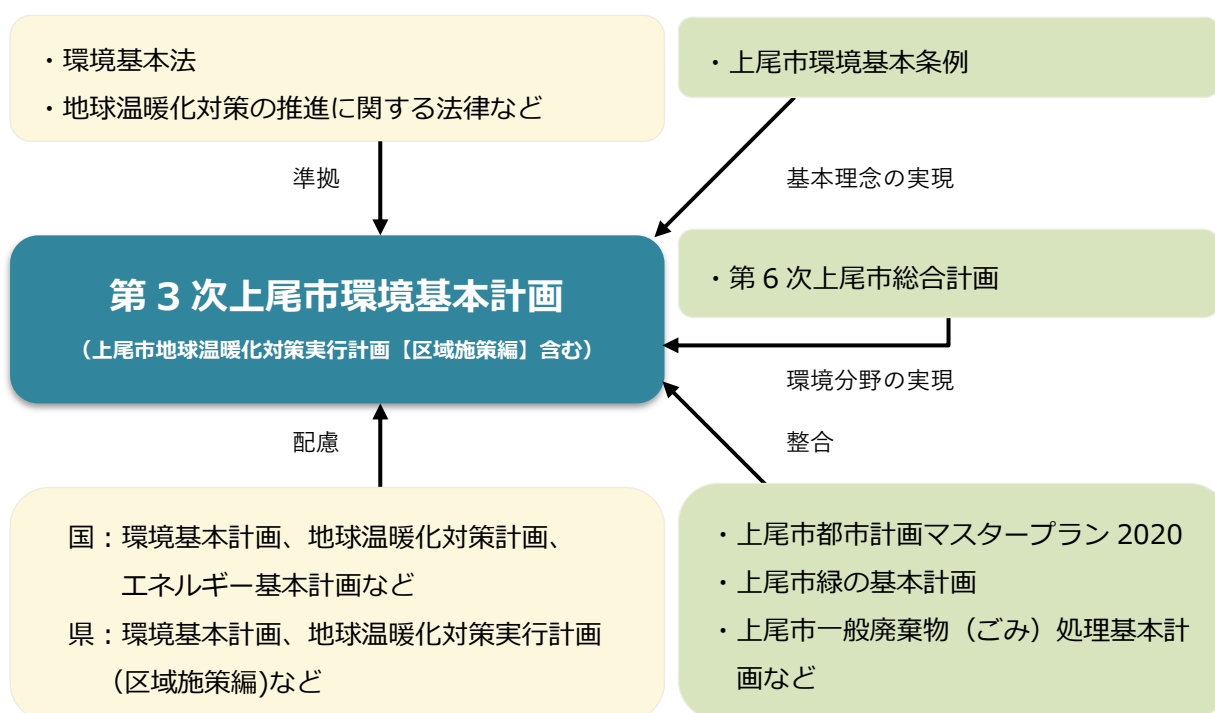
2. 計画の位置づけ

本計画は、上尾市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。



【参考】上尾市環境基本条例（一部抜粋）

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3. 対象とする範囲

本計画は、生活環境、都市環境、自然環境など身近な分野のみならず地球環境も対象とし、本市に関わる環境問題の全てを対象とします。

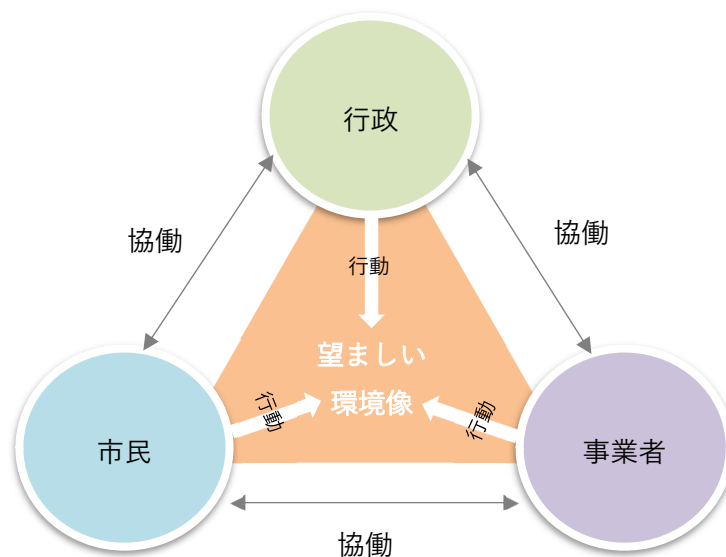
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など）、廃棄物処理 など
都市環境	景観、美観、公園、農地、文化財 など
自然環境	地形、地質、河川、池沼、生物、土地利用、緑 など
地球環境	地球温暖化、森林の減少、資源・エネルギー など

4. 計画の期間

本計画は、2021年度を初年度とし、2030年度を目標年次とします。ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

5. 計画の推進体制

本計画に示す望ましい環境像を実現するためには、計画の推進主体である市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していくことが求められます。



【推進主体の責務と環境への配慮】

推進主体	環境配慮に対する責務
市	<p>市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務があります。</p> <p>すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めます。</p>
市民	<p>市民は、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画、協力する責務があります。</p>
事業者	<p>事業者には以下の責務があります。</p> <p>①事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる</p> <p>②事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる</p> <p>③事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する</p> <p>④再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用する</p> <p>⑤事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する</p>

(上尾市環境基本条例より)

第2部 本市を取り巻く状況と課題

第1章 国内外の動向

1. 国内外の環境問題への対応

1) 温室効果ガス排出量の削減

2020年以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」では、削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすることとしており、削減目標達成に向けた取組の推進が求められています。

2) 徹底した省エネルギー社会の実現

【業務・家庭部門】

新築建築物では、平均でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現を目指し、住宅では、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指すとされています。

これらの動向に関する情報発信を進めるとともに、生活の質を向上させつつ省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及を進める必要があります。

【運輸部門】

次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることが目指されています。本市においてもこれらの推進に向けた取組を行う必要があります。

【産業部門】

エネルギー消費効率の年1%改善や産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の導入が進められています。また、改善状況が芳しくない特定事業者への対応の強化やクラス分けの細分化等、更にメリハリのある対応を検討するとされています。

事業者と協働し、施策を推進する必要があります。

3) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギー発電設備に関し、地域との共生や発電事業終了後の設備廃棄に関する地元の懸念や、小規模電源を中心に将来的な再投資が滞るのではないかとといった長期安定的な発電に対する懸念も明らかとなってきています。

国においては、FIT制度の在り方等について2020年度末までの間に抜本的な見直しを行うとしており、動向について注視する必要があります。

再生可能エネルギーの活用は、CO₂排出量の抑制に加え、災害時における自律分散型の緊急用電源としての利用価値も高く、災害に強いまちづくりを進めるうえでも導入拡大が求められます。

4) 生物多様性の保全

2020年を目標年とする愛知目標は、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標が第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）（2021年／中国）で決定される予定です。動向を注視し、施策を進める必要があります。

5) 気候変動適応

気候変動適応計画に基づき、農業、防災、熱中症対策等の各分野での適応策が推進されています。地方自治体においては、地域の実情に応じた適応策が求められます。地域気候変動適応計画の策定や埼玉県気候変動適応センターとの連携を進めていく必要があります。

6) 地域循環共生圏の構築

地域循環共生圏は、日本発の脱炭素化・SDGsの実現に向けた考え方です。

地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積等に加えて、文化、風土、組織、コミュニティといった地域資源が経済社会活動によって損なわれることなく、質を向上させることが重要です。

また、都市圏と地方圏が持続可能なまちづくりを行うために、地域間で、自然のつながりや経済のつながり、人的なつながりといったネットワークを強化し、地域活性化につなげる必要があります。

7) 循環型社会形成への取組

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) といった 3R への取組の推進が求められています。

また、3R の推進や気候変動対策、災害対策の強化及び地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進、海洋プラスチック問題などへの取組を推進するため、プラスチック資源循環戦略として、「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を基本原則とした施策が展開されており、これらの動向への対応が必要となります。

8) SDGs への貢献

国連経済社会局(UNDESA)と国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) は、SDGs 実施と気候変動に関するパリ協定を結びつけることでコベネフィット (相乗便益) を最大化するとし、SDGs の目標 7 (エネルギーの変革)、目標 15 (陸上生態系の保全) は温室効果ガス排出量を直接減らし、目標 2 (持続可能な食料生産) や目標 9 (技術革新)、目標 12 (責任ある消費と生産) は低炭素社会の構築に役立つとしています。また、気温上昇を 1.5 度未満に抑えることは、目標 1 (貧困対策) や目標 9 (産業基盤)、目標 11 (都市開発) などの達成に貢献すると指摘しています。

温室効果ガスの排出抑制や低炭素社会の構築を目指すこと等により、SDGs への貢献が可能となります。

－SDGs について－

SDGs (Sustainable Development Goals [持続可能な開発目標] エス・ディー・ジーズ) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs が目指すところは、「世界の貧困をなくす」ことや「持続可能な世界を実現する」ことです。

そのために、大別して5つのP (People [人間] =世界の貧困をなくす、Prosperity[繁栄] = 「つづく経済」をつくる、Planet[地球] =環境を守り育てる、Peace[平和] =仕組みづくり、Partnership[協働] =実現のための資金と協力関係を作る) からなる5分野、17個のゴールが設けられています。



【SDGs17の目標】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

第2章 上尾市の概況

1. 自然的条件

1) 位置・地勢

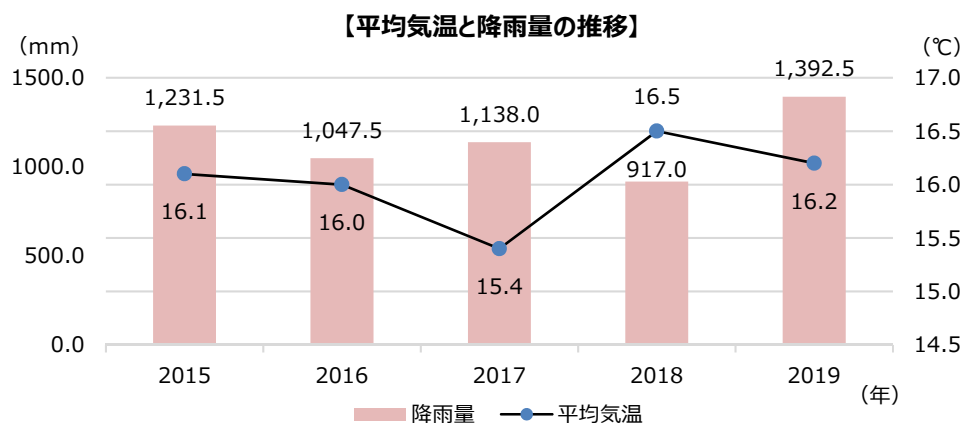
本市は、埼玉県の南東部に位置し、東京都心から35kmの距離にあります。東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。面積は45.51km²、東西の距離は10.48km、南北は9.32kmです。

大宮台地の中央部に位置する起伏の少ない平坦な地形で、西境に荒川、東境に綾瀬川、中心部に鴨川と芝川が平行して流れています。海拔は概ね15.4mで、最も高い場所で約20m、低い場所で約9mです。地質は関東ローム層で、農耕に適した関東平野が広がっています。市の周辺部にはクヌギやコナラなどの雑木林が残り豊かな自然環境を有していますが、近年の都市化の進行により宅地が増加し、農地や緑地が減少する傾向にあります。

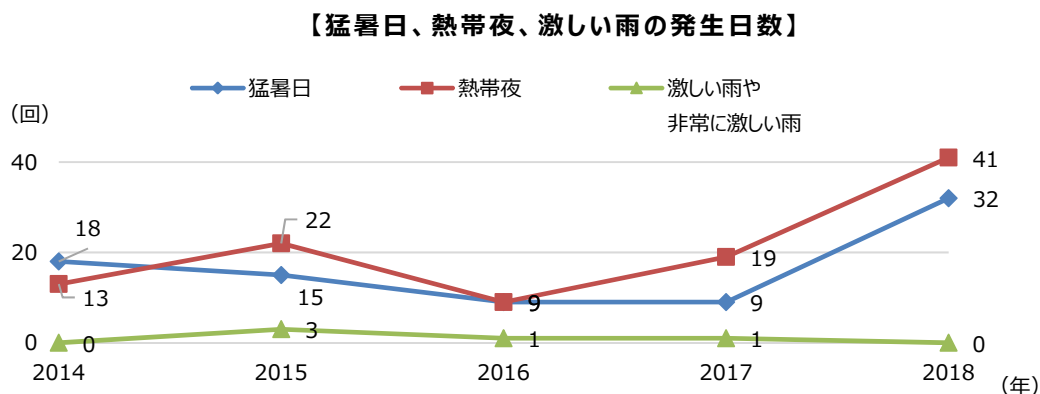
2) 気候

近年、年間平均気温は15.4℃～16.5℃と約1℃の温度差の間で推移しています。年間降水量は917mm～1,392.5mmとなっています。

2018年は、猛暑日32日、熱帯夜41日と昼夜とも気温の高い日が多くなっています。また、2019年は台風の影響もあり、降水量が多くなっています。



(出典) 統計あげお平成31年・令和元年版



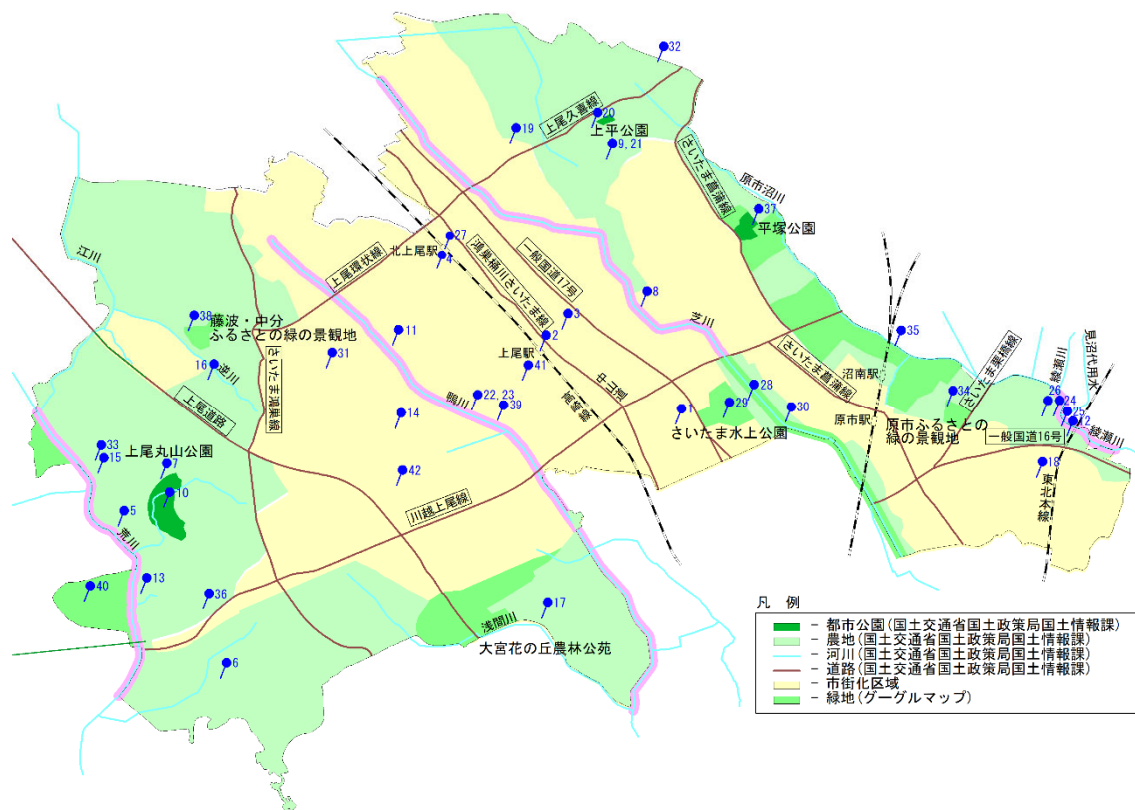
(出典) 上尾市消防本部資料

3) 緑・風景

市域の多くの部分は市街地等が占めています。東西及び南側西半分の市境には植林地・耕作地植生が見られます。また、植林地・耕作地植生の周辺には、ヤブツバキクラス域代償植生が点在しています。

また、市民の考える「上尾市の孫世代まで残したい場所・風景」としては、本計画策定に関するアンケートの結果において、「上尾丸山公園」が約4割と最も多い回答となりました。『公園』としては、その他にも「上尾運動公園」、「さいたま水上公園」、「上平公園」といった回答が多くみられました。また「荒川沿い」、「鴨川沿い」、「文化センターの桜並木」などといった『風景』や「上尾花火大会」、「平方どろいんきょ」、「畔吉ささら獅子舞」といった『行事』に関する回答も挙げられました。

【孫世代まで残したい場所・風景】



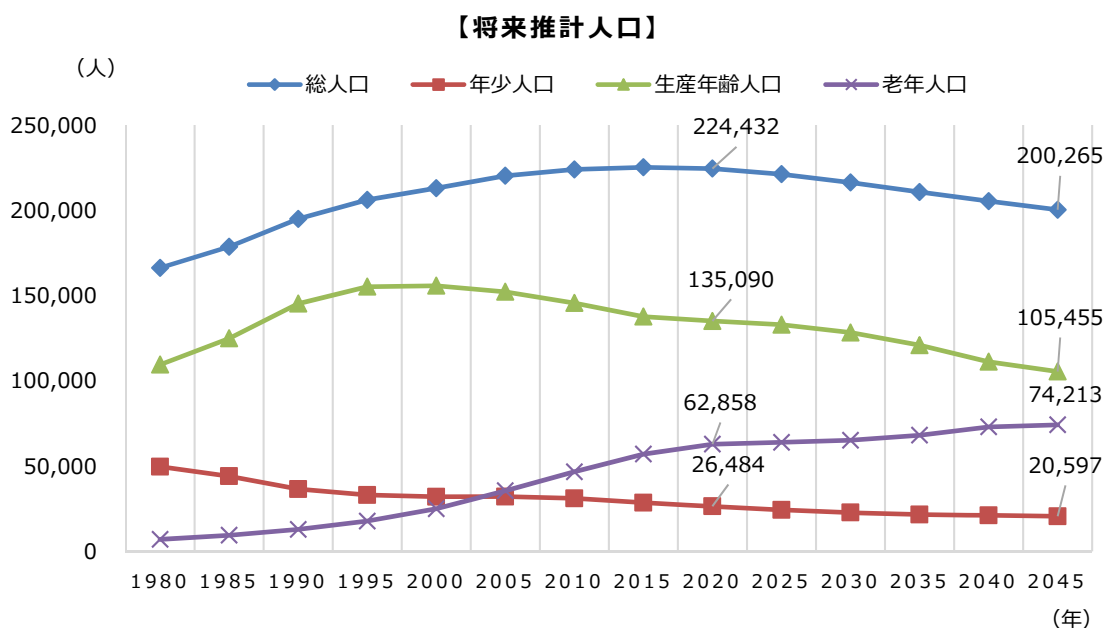
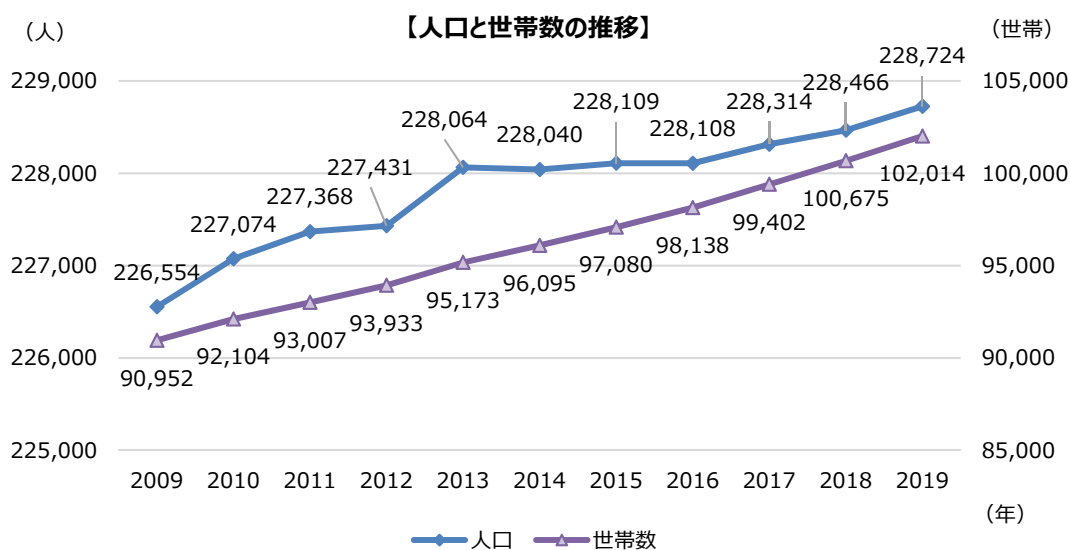
回答 (あいうえお順)			
1	上尾運動公園	15	榎本牧場
2	上尾駅	16	大石の雑木林
3	上尾駅から市役所までの街路樹	17	大宮花の丘農林公園
4	上尾高校	18	尾山台遺跡
5	上尾サイクリングロード西	19	上平小学校
6	上尾市健康プラザわくわくランド	20	上平中学校
7	上尾市自然学習館	21	上平公園
8	上尾市文化センターの桜並木	22	鴨川河川敷
9	上尾市民球場	23	鴨川沿いの桜
10	上尾丸山公園	24	瓦葺中学校周辺の見沼代用水、田んぼの風景
11	浅間台大公園	25	瓦葺掛樋跡
12	綾瀬川河川敷	26	瓦葺公園
13	荒川河川敷	27	北上尾駅
14	今泉の十連寺	28	埼玉アイスアリーナ
15	さいたま水上公園	29	さいたま水上公園
16	芝川河川敷	30	芝川河川敷
17	下芝水辺公園	31	下芝水辺公園
18	菅谷と伊奈町の境界の田園地帯	32	菅谷と伊奈町の境界の田園地帯
19	殿山聖地墓苑	33	殿山聖地墓苑
20	原市ふるさとの緑の景観地	34	原市ふるさとの緑の景観地
21	原市沼	35	原市沼
22	平方の馬蹄寺	36	平方の馬蹄寺
23	平塚公園	37	平塚公園
24	藤波・中分ふるさとのみどりの景観地	38	藤波・中分ふるさとのみどりの景観地
25	富士見親水公園	39	富士見親水公園
26	三ツ又沼ビオトープ	40	三ツ又沼ビオトープ
27	谷津観音堂	41	谷津観音堂
28	ゆりが丘公園	42	ゆりが丘公園

2. 社会的条件

1) 人口

近年人口は増え続けており、2019年では228,724人となっています。また、世帯数も同様に増え続け、2019年では102,014世帯となっています。1世帯当たり人員数で見ると2009年の2.49人から2019年2.24人へと減少しており、核家族化や少子化の進展がうかがわれます。

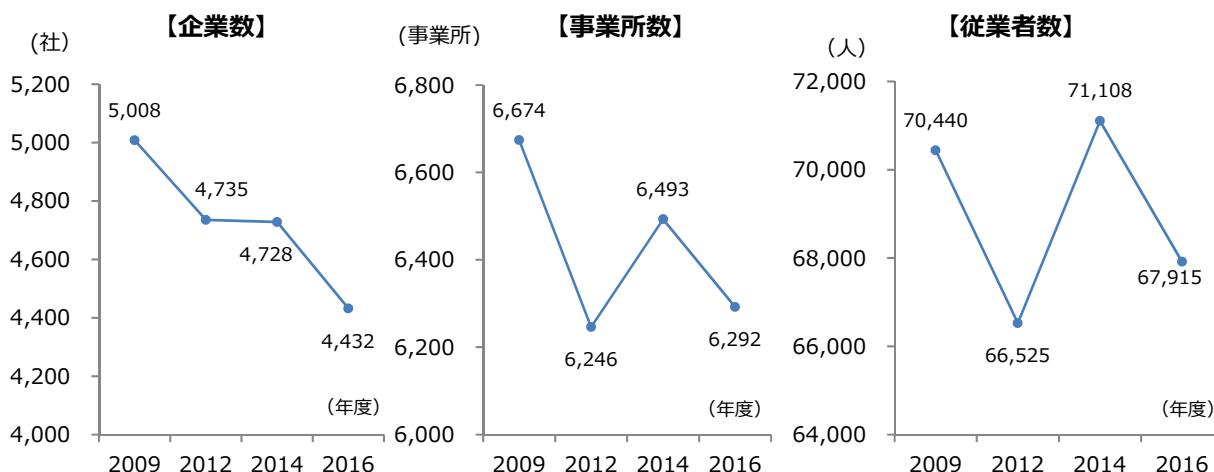
将来推計人口では、2020年（見込み）と比べ2045年において、総人口で10.8%、生産年齢人口21.9%、年少人口22.2%の減少がそれぞれ見込まれ、老年人口は18.1%の増加が見込まれています。



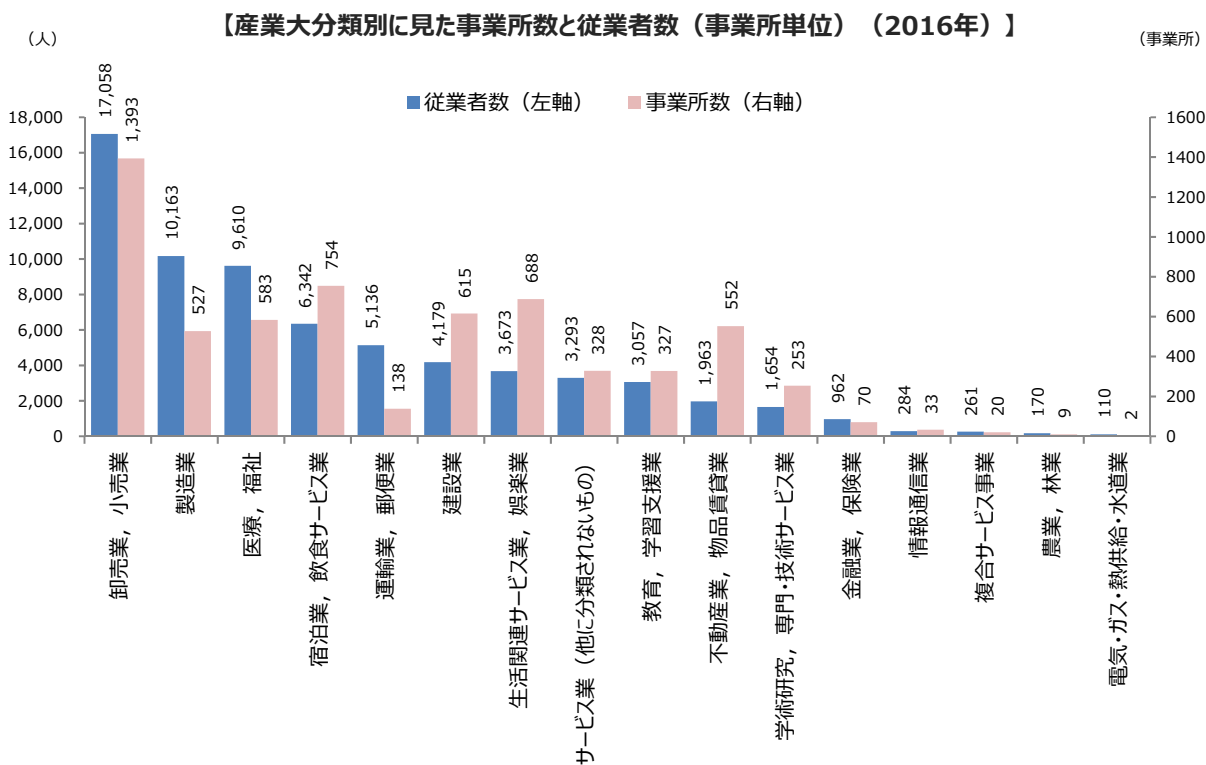
2) 産業

企業数は、2009年以降減少傾向にあり、事業所数、従業者数については、2014年に増加後、減少に転じています。

2016年における産業大分類別の事業所数及び従業者数についてみると、「卸売業・小売業」が1,393事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が754事業所となっています。従業者数では、「卸売業・小売業」が17,058人で最も多く、次いで「製造業」が10,163人となっています。



(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工
 【注記】企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業者数は事業所単位の数値



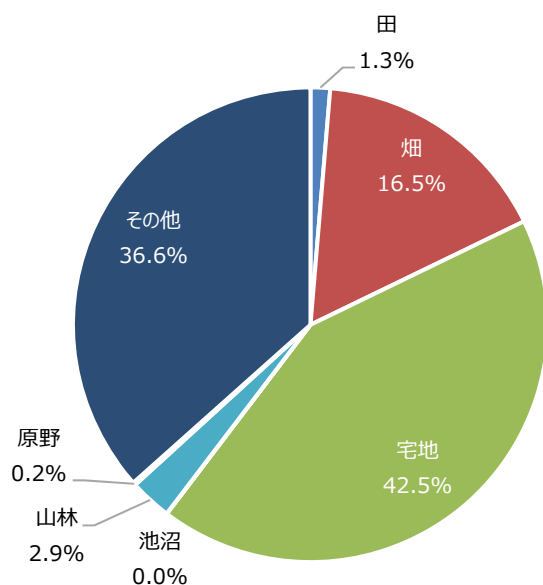
(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工

3) 土地利用

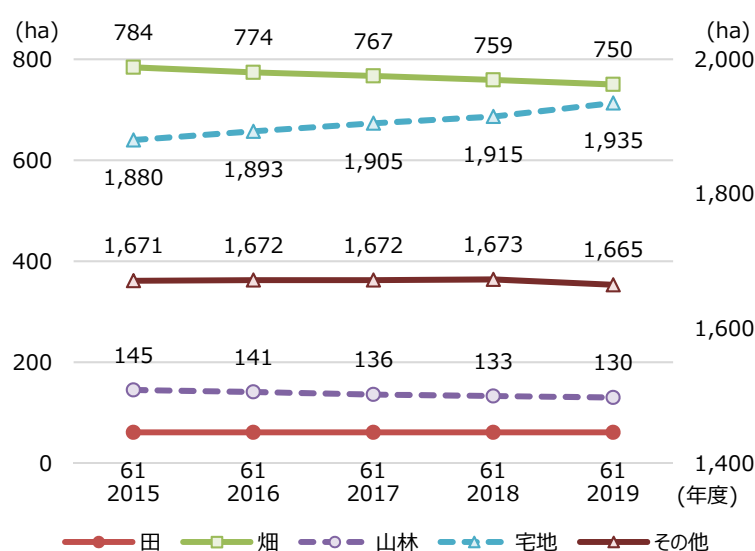
地目別の土地利用状況についてみると、「宅地」が42.5%と最も多く、次いで「その他」36.6%、「畑」16.5%となっています。近年、畑や山林は減少傾向にあり、宅地は増加傾向にあります。

また、本市の都市計画において、市街化区域は2,527ha(55.5%)、市街化調整区域は2,028ha(44.5%)となっています。用途地域別に指定面積の構成割合についてみると、住居系地域が78.3%、商業系地域が3.0%、工業系地域が18.7%となっています。

【地目別土地利用面積】(2019.1.1現在)



【地目別土地利用面積の推移】



【用途地域別指定面積】(2020.3.31現在)

土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)	土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域			用途地域		
市街化区域	2,527.0	55.5	第一種低層住居専用地域	861.0	34.4
市街化調整区域	2,028.0	44.5	第二種低層住居専用地域	17.4	0.7
都市計画区域 計	4,555.0	100.0	第一種中高層住居専用地域	264.2	10.5
			第二種中高層住居専用地域	52.8	2.1
			第一種住居地域	371.3	14.8
			第二種住居地域	305.4	12.2
			準住居地域	91.1	3.6
			住居系地域 計	1,963.2	78.3
			近隣商業地域	31.3	1.3
			商業地域	42.3	1.7
			商業系地域 計	73.6	3.0
			準工業地域	219.0	8.8
			工業地域	219.7	8.8
			工業専用地域	26.4	1.1
			工業系地域 計	465.1	18.7

(出典) 統計あげお平成31年・令和元年版

4) 公園

開設済みの公園で見ると、合計 133 の公園及び緑地が開設されており、2020 年 3 月 31 日現在における一人当たり公園面積は 4.10 m²となっています。

【都市公園総括表】(2020.3.31 日現在)

種類種別		都市計画決定公園		開設公園		内 容	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	61	13.01	123	15.09	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 0.25ha を標準とする。
	近隣公園	4	7.00	4	5.85	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 2 ha を標準とする。	
	地区公園	1	5.00	2	7.93	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1カ所当たり面積 4 ha を標準とする。	
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	2	39.60	2	26.99	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積 10～50ha を標準とする。
	運動公園	1	39.20	1	37.10	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1カ所当たり面積 15～75ha を標準とする。	
都 市 緑 地		1	0.90	1	0.90		
計		70	104.71	133	93.86		
上尾市の人口		229,037 人				令和 2 年 3 月 31 日現在	
一人当たり公園面積		4.57 m ²		4.10 m ²		上尾市都市公園条例第 2 条で規定された標準面積 市町村内 10 m ² /人 市街地内 5 m ² /人	

(出典) みどり公園課資料

5) 交通

市内には鉄道駅が 4 か所あり、2018 年度における 1 日の平均乗車人員は、約 6 万人に及びます。また、2018 年の路線バスにおける 1 日平均乗客数は 2 万 6 千人となっています。

コミュニティバス「ぐるっとくん」については、路線の再編があった 2016 年度以降の総乗客数についてみると、2016 年度 427,475 人、2017 年度 443,082 人、2018 年度 468,262 人、2019 年度 480,306 人と増加傾向が見られます。

また、2015 年の市内の主要道路における 24 時間自動車類の交通量は、一般国道 17 号（上尾市東町 2 丁目 3-16）で約 55,000 台、川越上尾線（上尾市平方 525）で約 21,000 台となっています。

2019 年度における、市内の自動車登録台数、軽自動車登録台数はそれぞれ 78,850 台、51,273 台となっています。

(出典) ぐるっとくん総乗客数については「上尾市交通防犯課資料」、それ以外は「統計あげお平成 31 年・令和元年版」

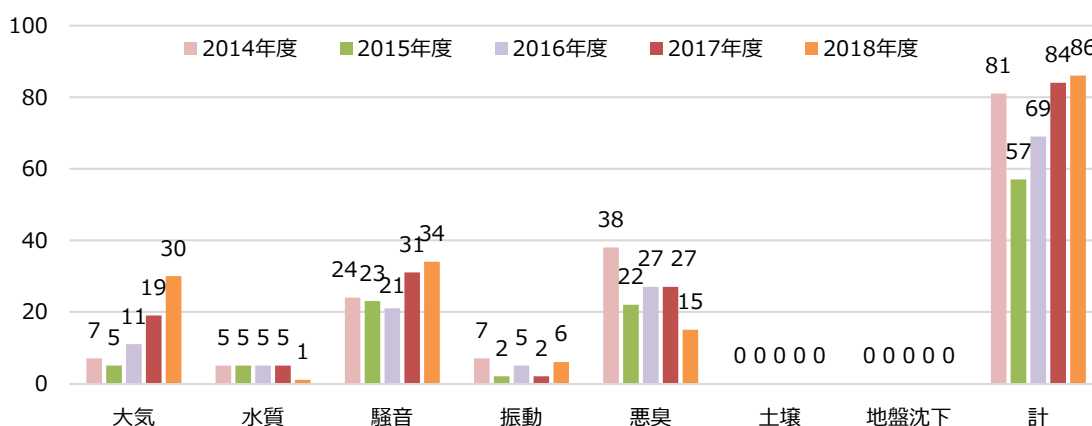
3. 環境分野の状況

1) 環境基準の達成状況

1) -1 公害種類別苦情件数（典型7公害）

公害種類別の苦情件数についてみると、大気、騒音に対する苦情が増加傾向にあります。一方、水質、悪臭については、2018年度にそれぞれ1件、15件へと減少しています。土壌汚染、地盤沈下への苦情は近年ありません。

【公害種類別苦情件数（典型7公害）】



（出典）統計あげお平成31年・令和元年版

1) -2 大気

主な大気汚染物質についてみると、二酸化硫黄（SO₂）や二酸化窒素（NO₂）については近年環境基準を下回っています。光化学オキシダント（OX）については、2018年度においては環境基準を超えた日数が98日（555時間）、光化学スモッグ注意報の発令基準値を超えた日数が5日（7時間）となっています。また、2018年度の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、年平均値、日平均値の年間98%値については、環境基準を下回っていますが、日平均値が35μg/m³を超えた日数が2日ありました。

【光化学オキシダント（OX年間値）の経年変化】

年度	昼間測定 日数（日）	昼間測定 時間（時間）	昼間1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値 （ppm）	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値 （ppm）
			日	時間	日	時間		
2014年度	365	5,408	110	645	9	19	0.155	0.055
2015年度	363	5,390	98	522	9	15	0.164	0.052
2016年度	365	5,430	89	451	1	2	0.140	0.049
2017年度	363	5,388	106	535	7	10	0.158	0.052
2018年度	359	5,300	98	555	5	7	0.141	0.052

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成31年・令和元年版

【PM2.5の経年変化】

項目		単位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
PM2.5	有効測定日数	日	-	-	108	363	352
	年平均値	μg/m ³	-	-	13.5	12.9	13.2
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	-	-	40.1	30.3	29.2
	日平均値が35.0 μg/m ³ を超えた日数	日	-	-	3	6	2

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成31年・令和元年版

1) -3 水質

主要河川の水質について、生活環境の保全に関する項目についてみると、芝川上流の「菅谷433地先」については、生物化学的酸素要求量（BOD）が直近の5年間で各年も環境基準を超えています。また、江川下流（宮下樋管）においても、同様に生物化学的酸素要求量（BOD）の値が直近5か年において環境基準を超えています。

【芝川】

河川名	芝川上流 (菅谷433地先)			芝川上流 (上郷橋)			芝川中流 (道三橋)			芝川下流 (日の出橋)		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.40	28.00	8.80	6.70	7.00	12.00	7.00	5.90	17.30	7.00	5.10	7.60
平成26年度	6.90	13.00	5.75	6.90	4.60	6.75	7.10	4.30	12.50	7.20	4.70	8.16
平成27年度	7.00	17.00	6.00	6.90	3.60	6.25	7.20	5.50	17.50	7.30	5.10	8.33
平成28年度	7.00	21.00	8.50	6.90	2.80	7.75	7.20	5.50	20.50	7.30	5.80	10.25
平成29年度	7.20	13.00	9.75	6.90	2.00	4.00	7.30	4.00	20.00	7.40	4.70	8.92

(出典) 上尾市資料

●環境基準類型D

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.0~8.5	≦8	≦100

【江川】

河川名	江川下流 (宮下樋管)		
項目	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.20	2.60	12.50
平成26年度	7.40	2.90	9.75
平成27年度	7.50	3.10	13.75
平成28年度	7.60	3.50	10.75
平成29年度	7.50	3.00	7.90

(出典) 上尾市資料

●環境基準類型A

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.5~8.5	≦2	≦25

※流入する荒川の水質環境基準類型に準じて評価しています。

1) -4 騒音・振動

自動車騒音の常時監視結果についてみると、2017年度に以下の3地点で騒音の測定を行った結果、夜間において、いずれの地点においても環境基準を超える結果となっています。また、振動についても同様に、3地点で計測を行った結果、昼間、夜間ともいずれの地点でも規制基準を下回っています。

【自動車騒音の常時監視結果】

測定地点の住所		上尾市上町 2-14-19	上尾市大字原市 4169-3	上尾市大字原市 3420-4
対象道路	路線名	一般国道 17 号	さいたま菖蒲線	さいたま栗橋線
	車線数	4	4	4
	道路種別	一般国道	都道府県道	都道府県道
測定年月日	開始	2018/1/10	2018/1/18	2018/2/6
	終了	2018/1/11	2018/1/19	2018/2/7
測定位置 (m)	車道端距離	2	3.5	4
	道路敷地境界距離	0	0	0
	地上高さ	1.2	1.2	1.2
騒音 (dB)	昼間	69	69	69
	夜間	69	66	67
振動 (dB)	昼間	55	51	53
	夜間	55	44	53

(出典) 生活環境課

●騒音の環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例))

地域の区分	昼	夜間
	6:00AM~10:00PM	10:00PM~6:00AM
屋外	70 dB以下	65 dB以下

(出典) 上尾市環境白書

●振動の規制基準

区域の区分	昼間	夜間
	8:00AM~7:00PM	7:00PM~8:00AM
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

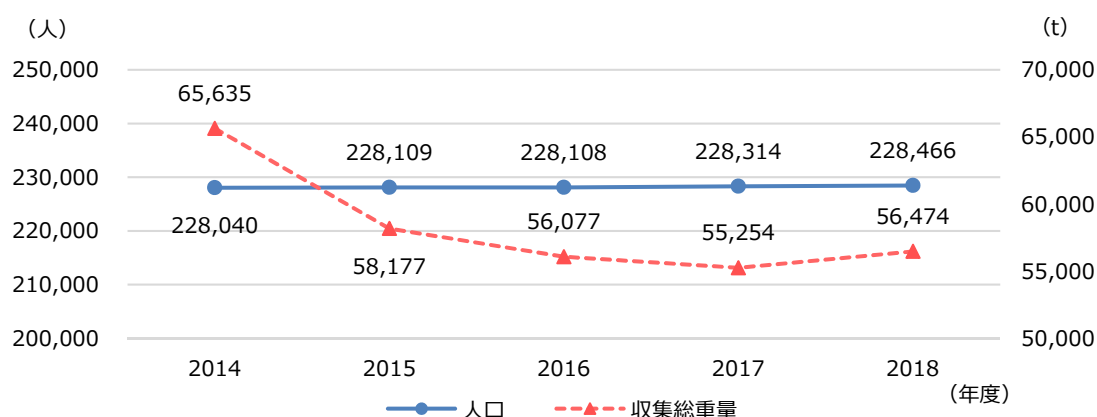
(出典) 振動規制法施行規則第12条より抜粋

2) ごみの減量の状況

本市におけるごみ収集量（総重量）についてみると、2014年度から2018年度にかけて人口は微増していますが、ごみ収集量は2014年度の65,635tから2018年度の56,474tへと減少しています。

2018年度における1人1日当たりのごみ排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)についてみると、県平均の排出量が858g/人日に対し、本市では748g/人日となっており、県内では58番目となっています。2012年度調査では905g/人日、県内22番目であり、ごみ排出量が減少しています。

【ごみ収集量と人口の推移】



(出典) 統計あげお平成31年・令和元年版

【1人1日当たりのごみ排出量 (2018年度)】

順位	市町村	排出量	順位	市町村	排出量	順位	市町村	排出量
		(g/人日)			(g/人日)			(g/人日)
	全県	858						
1	美里町	1,203	22	嵐山町	866	43	蓮田市	795
2	本庄市	1,134	23	日高市	859	44	鴻巣市	793
3	熊谷市	1,123	24	川越市	855	45	白岡市	790
4	深谷市	1,102	25	伊奈町	854	46	ときがわ町	783
5	秩父市	1,027	26	入間市	853	47	宮代町	776
6	加須市	995	27	越谷市	845	48	坂戸市	776
7	行田市	992	28	松伏町	845	49	吉見町	775
8	神川町	985	29	吉川市	839	50	蕨市	774
9	上里町	975	30	杉戸町	838	51	新座市	761
10	三郷市	967	31	久喜市	830	52	皆野町	760
11	川島町	965	32	川口市	828	53	志木市	758
12	羽生市	954	33	飯能市	819	54	北本市	757
13	八潮市	952	34	小川町	816	55	横瀬町	754
14	東松山市	931	35	幸手市	815	56	ふじみ野市	753
15	春日部市	923	36	越生町	815	57	滑川町	752
16	毛呂山町	900	37	草加市	812	58	上尾市	748
17	戸田市	884	38	長瀨町	810	59	桶川市	747
18	鳩山町	882	39	所沢市	806	60	和光市	739
19	寄居町	881	40	鶴ヶ島市	798	61	朝霞市	738
20	三芳町	880	41	小鹿野町	797	62	富士見市	728
21	さいたま市	873	42	狭山市	796	63	東秩父村	692

(出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

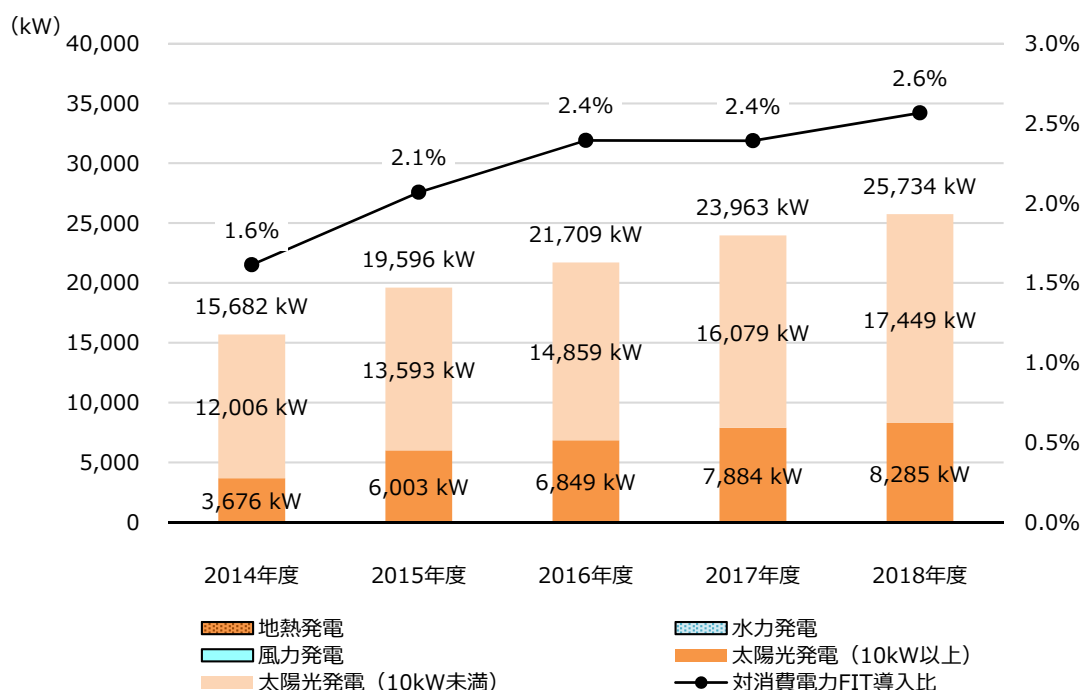
3) 再生可能エネルギーの導入状況

本市における再生可能エネルギーの導入状況について、FIT 制度[※]による再生可能エネルギーの導入容量累積についてみると、2014 年度から 2018 年度にかけて太陽光発電が約 10,000kW 増加しています。風力、その他の発電の実績はありませんでした。

対消費電力の割合をみると、2014 年度の 1.6% から 2018 年度 2.6% へ増加しています。また、太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積についてみると、2014 年度の 3,317 件から 2018 年度には 4,564 件へと増加しています。

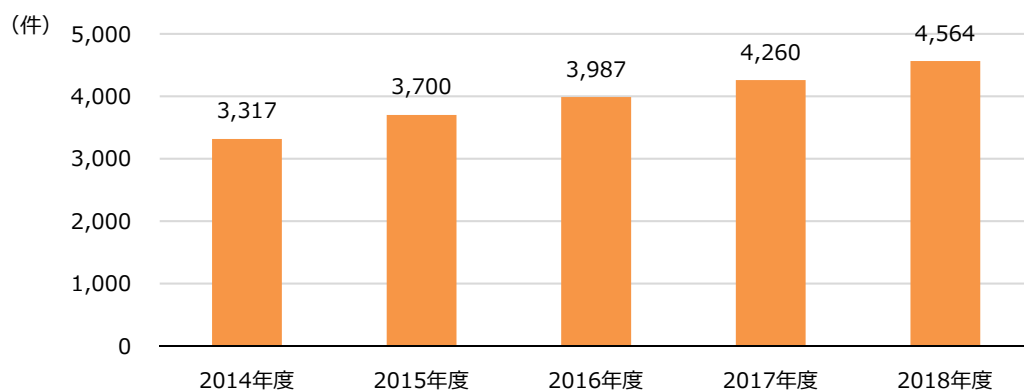
※FIT 制度：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度

【再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積の経年変化】



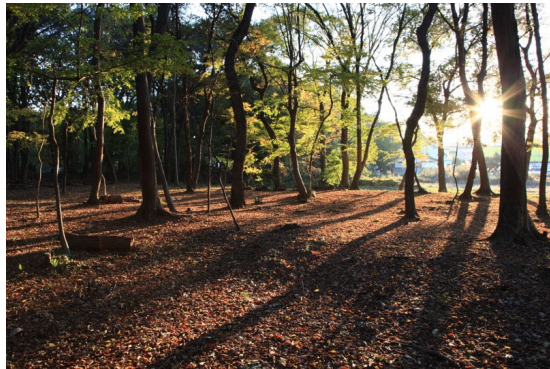
(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

4) 緑の保全状況

本市では、無秩序な拡大防止や動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき、2017年3月に「原市特別緑地保全地区（4.8ha）」を指定しています。

また、埼玉県の指定する「ふるさとの緑の景観地」として、「藤波・中分ふるさとの緑の景観地（6.26ha）」、「原市ふるさとの緑の景観地（4.86ha）」の2か所が指定されており、「生産緑地地区」としては453地区、112.25ha、「近郊緑地保全区域」としては、荒川の河川敷一帯の約155haが指定されています。

【原市の森】



(公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 HP より)

5) 希少生物の状況

埼玉県内で絶滅のおそれがある動植物が取りまとめられている県版レッドデータブックに記載されている希少動植物についてみると、平方地域（西野周辺）の荒川の堤防には、「アマナ」が生息しています。NPO法人荒川の自然を守る会では、河川管理者である荒川上流河川事務所と堤防の草刈り時期について協議したり、冬場の日照を確保するための植生管理を行うことで、「アマナ」の保全に取り組んでいます。3月には、同会による観察調査会なども開催されています。

また、大石地域の江川下流域には、河川、湿地、斜面林と多様な地形・生態系のつながりが保たれており、「サクラソウ」、「サワトラノオ」、「ノウルシ」、「ヘラオモダカ」、「ミズワラビ」などの貴重な植物が生息しています。また、多くの両生類や哺乳類も確認されており、在来種の多様な動植物が生態系を構築しています。地元住民、環境保護団体、学識経験者、自治体からなる「湿地保全プロ

【アマナ群落】



(上尾市緑の基本計画より)

【江川流域】



(上尾市緑の基本計画より)

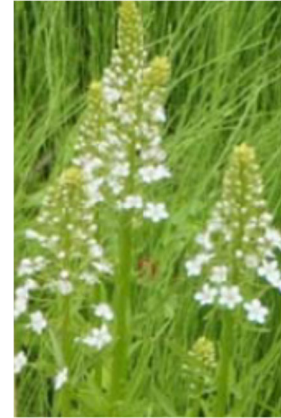
ジェクトチーム」が発足され、湿地環境の保全・再生や、希少植物の保全・育成・管理な

どの活動が進められています。

【サクラソウ】



【サワトラノオ】



(サワトラノオ：上尾道路（江川地区）における湿地保全計画より)

6) 環境活動への参加・協働の状況

本市では、各地域の自主的活動により実施されてきた美化清掃活動を、関東統一キャンペーン実施日（ごみ・ゼロの日 5月30日）を中心に地区ごとに「クリーン上尾運動」として開催し、各地区の道路、公園等の清掃活動を実施しています。

また、上尾市各中学校区で小中学生や地域の皆様と一緒に、町をきれいにしながら交流を通して親睦を図る活動として、「ぐるっとくん地域めぐり作戦」を実施しています。

【ぐるっとくん地域めぐり作戦】



(上尾市教育委員会 HP より)

第3章 上尾市の現状と課題

1. 第2次計画の評価

第2次上尾市環境基本計画では、『自然と人が共生する エコタウン・あげお』を望ましい環境像とし、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代を思いやるまちに」をあるべき姿の目標としています。

目標の実現に向けては、6つ方針に基づき20の施策を実施しています。

望ましい環境像	目標	6つの方針	20の施策
自然と人が共生する エコタウン・あげお	やすらぎのあるまちに	自然を守り育てるまち	〈1〉 生物多様性への取組
			〈2〉 自然とのふれあいの促進
		緑や水辺が身近にあるまち	〈3〉 緑地の保全・創出
			〈4〉 水辺環境の保全・整備
			〈5〉 公園の整備
			〈6〉 農地の保全・活用
	清らかで安全なまちに	公害のないまち	〈7〉 大気汚染の防止
			〈8〉 水質汚濁の防止
			〈9〉 騒音・振動の防止
			〈10〉 放射線対策の実施
			〈11〉 その他の公害の防止
		美しいまち	〈12〉 環境美化の推進
	次世代を思いやるまちに	低炭素化に取り組むまち	〈13〉 景観の保全・整備
			〈14〉 省エネルギーの推進
			〈15〉 再生可能エネルギー等の活用
			〈16〉 ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進
		環境のために行動するまち	〈17〉 自転車利用等の促進
			〈18〉 地球温暖化への適応策の推進
		〈19〉 環境教育・環境学習の推進	
		〈20〉 協働による環境活動の推進	

1) 環境指標による進捗状況の確認

20の施策の進捗状況を把握するため、25の環境指標を設定しています。環境指標の成果目標値に対する進捗状況について、達成率70%以上のもの、又は目標を超える成果を得られたものを【A】、40%以上70%未満のもの、又は一定の成果が得られたものを【B】、40%未満のもの、又は最終年度までに目標を達成する見込みのあるものを【C】として評価を行い、目標に対する進捗状況を確認します。

【成果目標値に対する進捗状況の評価方法】

達成率	内容
A	70%以上のもの、又は目標を超える成果を得られたもの
B	40%以上70%未満のもの、又は一定の成果が得られたもの
C	40%未満のもの、又は最終年度までに目標を達成する見込みのあるもの

$$\text{達成率} = \frac{\text{(当該年度の実績値)} - \text{(基準年度の実績値)}}{\text{(成果目標値)} - \text{(基準年度の実績値)}}$$

1) -1 目標：「やすらぎのあるまちに」の進捗状況

目標：「やすらぎのあるまちに」に対しては、7つの環境指標を設定しています。進捗状況の評価において、【A】評価が5つ、【C】評価が2つとなっています。

目標	環境指標	方向性	単位	基準値 2014年度	成果目標値 2020年度	実績値 2019年度
やすらぎのあるまちに	生物多様性確保の能力を有する緑地の面積	↑	m ²	65,545	70,000 達成率	71,499 A
	特定外来生物の駆除数（アライグマ）	↑	頭	26	35 達成率	136 A
	自然体験型イベントへの参加者数	↑	人	2,000	3,716 達成率	1,644 C
	開発指導により新たに創出された緑地の面積	↑	ha	0.42	2.80 達成率	3.17 A
	河川における不法投棄の件数	↓	件	4	3 達成率	8 C
	都市公園の面積	↑	ha	88	90.75 達成率	93.80 A
	利用権が設定された農地の面積	↑	ha	53.8 (2015年度)	54.15 達成率	64.10 A

1) -2 目標：「清らかで安全なまちに」の進捗状況

目標：「清らかで安全なまちに」に対しては、10の環境指標を設定しています。進捗状況の評価において、【A】評価が7つ、【B】評価が1つ、【C】評価が2つとなっています。

目標	環境指標	方向性	単位	基準値 2014年度	成果目標値 2020年度	実績値 2019年度
清らかで安全なまちに	光化学スモッグ注意報の発令回数	↓	回	9	7 達成率	7 A
	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	↑	%	82.30	89.00 達成率	93.00 A
	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況	↑	%	90.00	96.00 達成率	95.80 A
	公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数	→	箇所	0	0 達成率	0 A
	悪臭にかかる苦情件数	↓	件	8	5 達成率	16 C
	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）	→	%	100.00	100.00 達成率	100.00 A
	アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数（500～1,000 m ² 以内）	↓	棟	16	11 達成率	0 A
	クリーン上尾運動のごみ回収量	↓	t	25	12 達成率	17 C
	街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数	↑	地区	3	6 達成率	6 B
	違反屋外広告物看板の撤去枚数	↓	枚	9,909	9,660 達成率	9,463 A

1) -3 目標：「次世代を思いやるまちに」の進捗状況

目標：「次世代を思いやるまちに」に対しては、8つの環境指標を設定しています。進捗状況の評価において、【A】評価が3つ、【C】評価が4つとなっています。「市内のCO₂排出量」については、実績値の算出中のため評価していません。

目標	環境指標	方向性	単位	基準値 2014年度	成果目標値 2020年度	実績値 2019年度
次世代を思いやるまちに	市内のCO ₂ 排出量	↓	千t-CO ₂	1,318 (2012年度)	1,000 達成率	- -
	市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	↓	t-CO ₂	18,798	17,858 達成率	16,786 A
	省エネルギー型設備の導入および省エネルギーリフォーム工事等への補助件数	↑	件	381	404 達成率	275 C
	地域リサイクル活動による資源回収量の割合	↑	%	8.30	9.05 達成率	8.35 C
	整備した自転車レーンの長さ	↑	km	2.5	8.5 達成率	5.6 C
	クールシェア実施箇所数	↑	箇所	11	40 達成率	82 A
	環境イベントの初参加者数	↑	%	31.70 (2015年度)	34.70 達成率	76.30 A
	環境保全活動を行う登録団体数	↑	団体	103	122 達成率	99 C

2) 第2次計画の評価における課題

第2次計画の評価における主な課題を以下の表にとりまとめました。これらの課題に対応した施策の展開が必要となります。

【目標 やすらぎのあるまちに】

方針1-1 自然を守り育てるまち	
施策	課題
〈1〉 生物多様性への取組	ふるさとの緑の景観地等の公有地化
	景観地内の野生生物の生息状況のモニタリング調査の実施
	アライグマの増加対策
	官民連携による景観地の保護
〈2〉 自然とのふれあいの促進	住民の環境イベントの認知度の向上
	自然環境を活用したイベント等の実施
	官民連携による地域資源の活用への取組の推進
方針1-2 緑や水辺が身近にあるまち	
施策	課題
〈3〉 緑地の保全・創出	指定樹林の指定面積合計の減少
	自然環境保護に必要な新たな財源の確保
〈4〉 水辺環境の保全・整備	河川における不法投棄件数の増加
	「近くの川や水路など水のきれいさ」に関する住民満足度の向上
〈5〉 公園の整備	地域と調整した公園整備の実施
	既存公園の計画的な改修
	管理協定締結公園数の増加

方針 1-2 緑や水辺が身近にあるまち	
〈6〉農地の保全・活用	利用権設定の推進
	市民農園、体験農園の活性化
	特別栽培認証、エコファーマー認定の促進
	「地元の農産品や加工品の豊かさ」に対する住民満足度の向上

【目標 清らかで安全なまちに】

方針 1-3 公害のないまち	
施策	課題
〈7〉大気汚染の防止	光化学スモッグ注意報・警報発令時における住民への周知
	公共交通機関利用やエコドライブの促進
〈8〉水質汚濁の防止	主要河川等における水質調査の実施
	環境基準を下回る調査地点における水質の改善
〈9〉騒音・振動の防止	主要道路における夜間騒音の低減
	ハード、ソフト両面からの騒音対策
〈10〉放射線対策の実施	放射線測定の計画的な実施
〈11〉その他の公害の防止	悪臭にかかる苦情件数の増加
方針 1-4 美しいまち	
施策	課題
〈12〉環境美化の推進	低年齢からの環境問題に関する啓発
〈13〉景観の保全・整備	地区住民との合意形成のとれた地区計画策定 違反屋外広告物看板の低減

【目標 3 次世代を思いやるまちに】

方針 1-5 低炭素化に取り組むまち	
施策	課題
〈14〉省エネルギーの推進	市内のCO ₂ 排出量の低減
	市の公共施設等からのCO ₂ 排出量の低減
	市の率先した省エネ対策の実施
	省エネ対策の情報発信
	省エネ型設備、製品等の周知
〈15〉再生可能エネルギー等の活用	省エネ対策推進奨励金、省エネ住宅改修補助金等助成金のあり方
	固定価格買取制度（FIT）終了に伴う対応
〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進	地域リサイクル活動の促進
	一人当たりごみ排出量の低減
〈17〉自転車利用等の促進	自転車レーンの整備延長の拡大
	駐輪場、駐輪スペースの設置
	ぐるっとくん利用者の増加
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	クールシェア実施箇所数の拡大
	地域気候変動適応計画の策定
方針 1-6 環境のために行動するまち	
施策	課題
〈19〉環境教育・環境学習の推進	環境イベントの初参加者数の割合の増加
	小・中学校における環境教育
〈20〉協働による環境活動の推進	環境活動を知り、参加できる機会の提供

2. 環境基本計画策定に関するアンケート調査結果の概要

1) アンケート調査の概要

①調査の目的

第3次上尾市環境基本計画の策定にあたり、市民及び、市内の事業者の現状や意向を把握し、計画へ反映するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の方法

【市民アンケート調査】

調査の対象者、調査期間、配布・回収方法、回収率は以下の通りです。

調査対象	住民基本台帳から上尾市内に在住する満18歳以上の人1,500名を無作為抽出
調査時期	令和元年11月6日～11月20日
配布・回収方法	郵送による発送・回収
回収票	513票
回収率	34.2%

【事業者アンケート調査】

調査の対象者、調査期間、配布・回収方法、回収率は以下の通りです。

調査対象	商工会議所名簿から上尾市内に所在する500事業者を無作為抽出
調査時期	令和元年11月6日～11月20日
配布・回収方法	郵送による発送・回収
回収票	113票
回収率	22.6%

2) 市民アンケート調査結果の概要

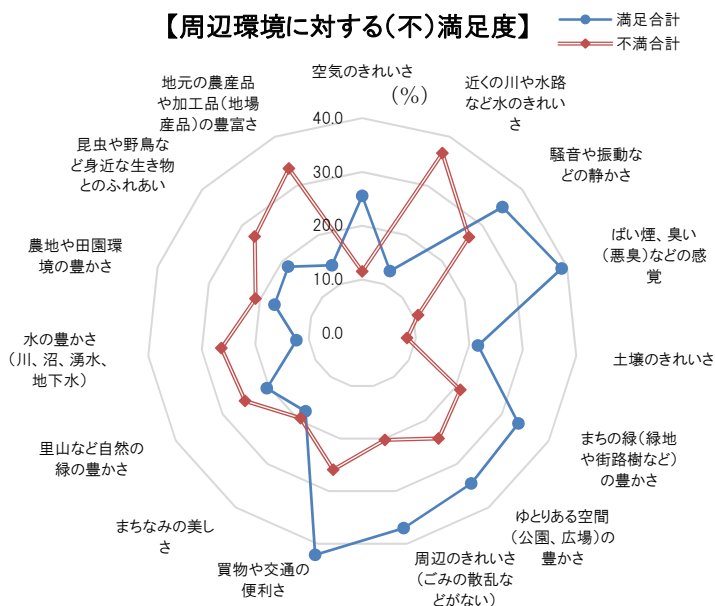
①-1 自身の住む周辺環境に対する満足度

周辺環境に対する満足度についてみると、『満足』と『やや満足』を合わせた満足度の高い項目としては、「買物や交通の便利さ」が最も高く、次いで「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」、「騒音や振動などの静かさ」、が高くなっています。

また、『やや不満』と『不満』を合わせた不満度の高い項目についてみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」が最も高く、次いで

「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」が3割を超え高くなっています。

【周辺環境に対する(不)満足度】



①-2 自身の住む周辺環境に対する満足度（前回調査との比較）

2014年度における同様の調査との比較を行うと、満足合計が30%以上のものについては、2014年度では2項目であったものが、2019年度調査では6項目へと増加しています。特に「騒音や振動などの静かさ」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」の2項目において10%近い満足度の向上が見られます

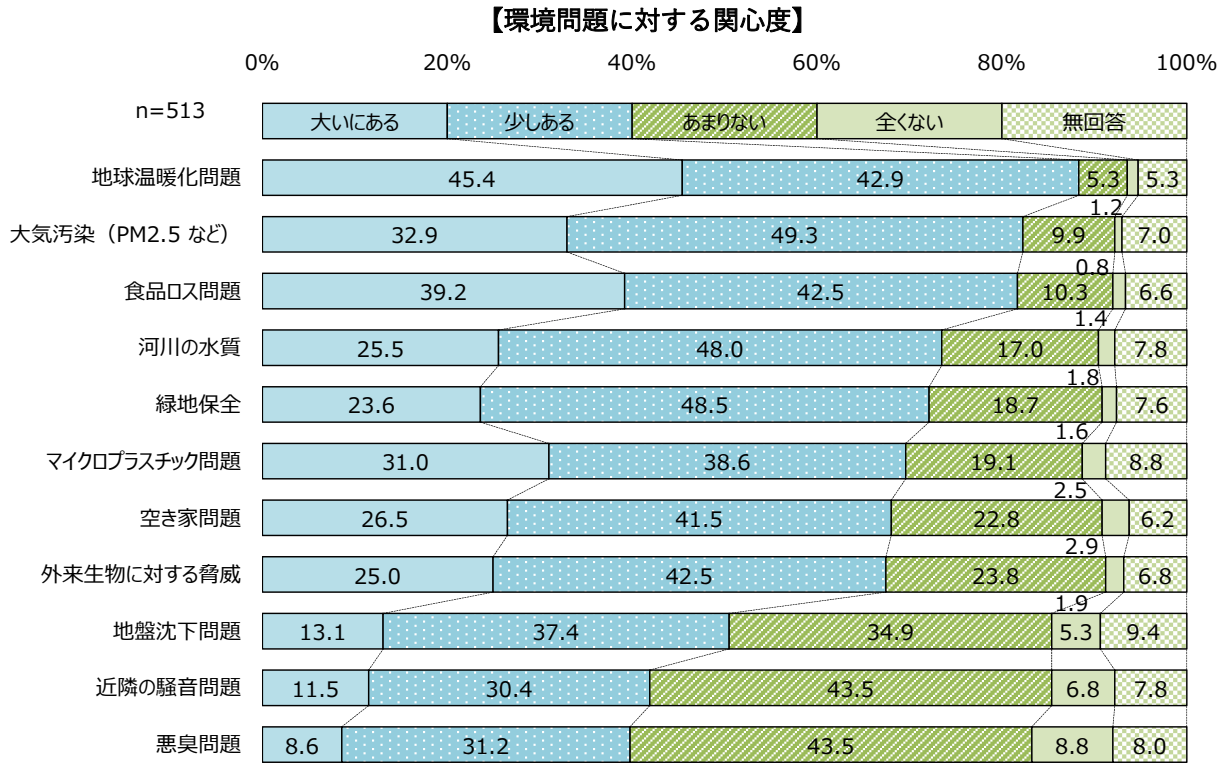
一方、「空気の流れいさ」、「土壌のきれいさ」、「買物や交通の便利さ」の項目において、2014年度調査に比べ満足度の減少が見られます。

【満足度の2014年度調査との比較】(単位：%)

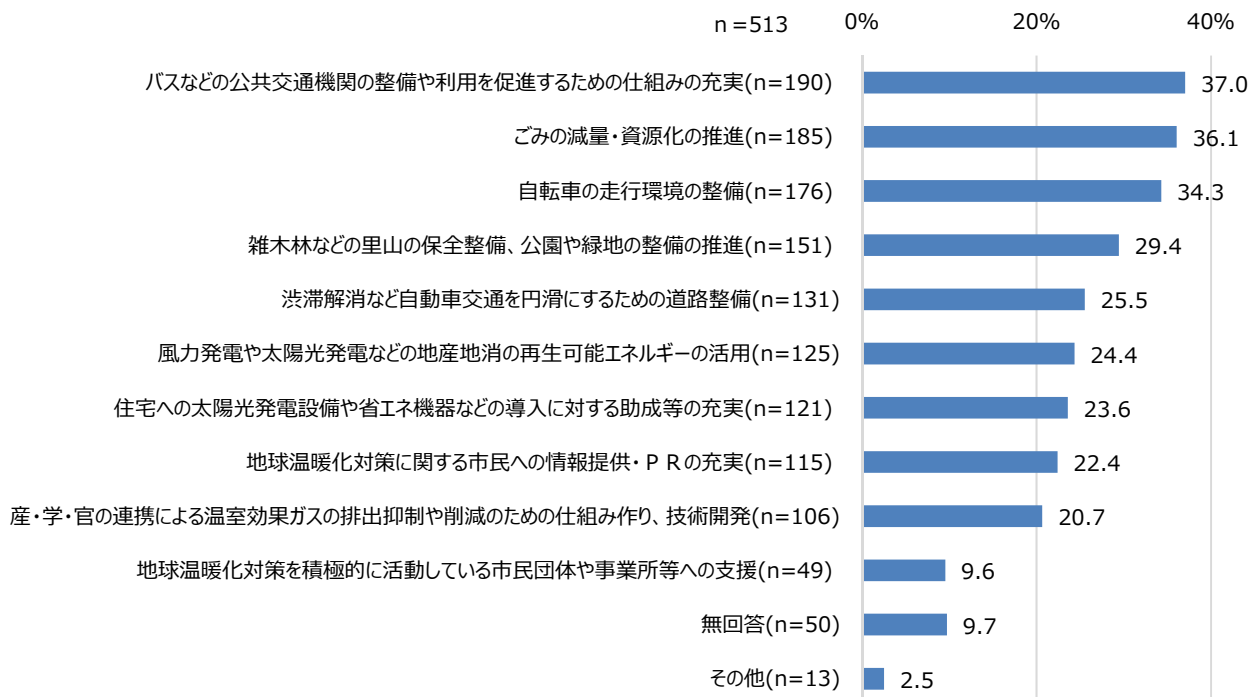
環境種別	項目	2014年度満足合計	2019年度満足合計	差引
生活環境	空気の流れいさ	27.5	25.5	▲ 2.0
	近くの川や水路など水のきれいさ	10.4	12.7	2.3
	騒音や振動などの静かさ	25.6	35.1	9.5
	ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	31.4	39.0	7.6
	土壌のきれいさ	22.6	21.6	▲ 1.0
都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	26.8	33.5	6.7
	ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	29.1	34.5	5.4
	周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	27.2	37.0	9.8
	買物や交通の便利さ	42.6	42.1	▲ 0.5
	まちなみの美しさ	17.0	17.9	0.9
自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	18.7	20.5	1.8
	水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	12.1	12.3	0.2
	農地や田園環境の豊かさ	13.2	17.2	4.0
	昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	12.7	18.5	5.8
	地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	10.5	13.8	3.3

②環境問題に対する関心度

「地球温暖化問題」、「大気汚染問題」、「食品ロス問題」への関心が高くなっています。「地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策」をみると、「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」、「ごみの減量・資源化の推進」、「自転車の走行環境の整備」が上位となっており、積極的に取組を推進する必要があります。



【地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策】



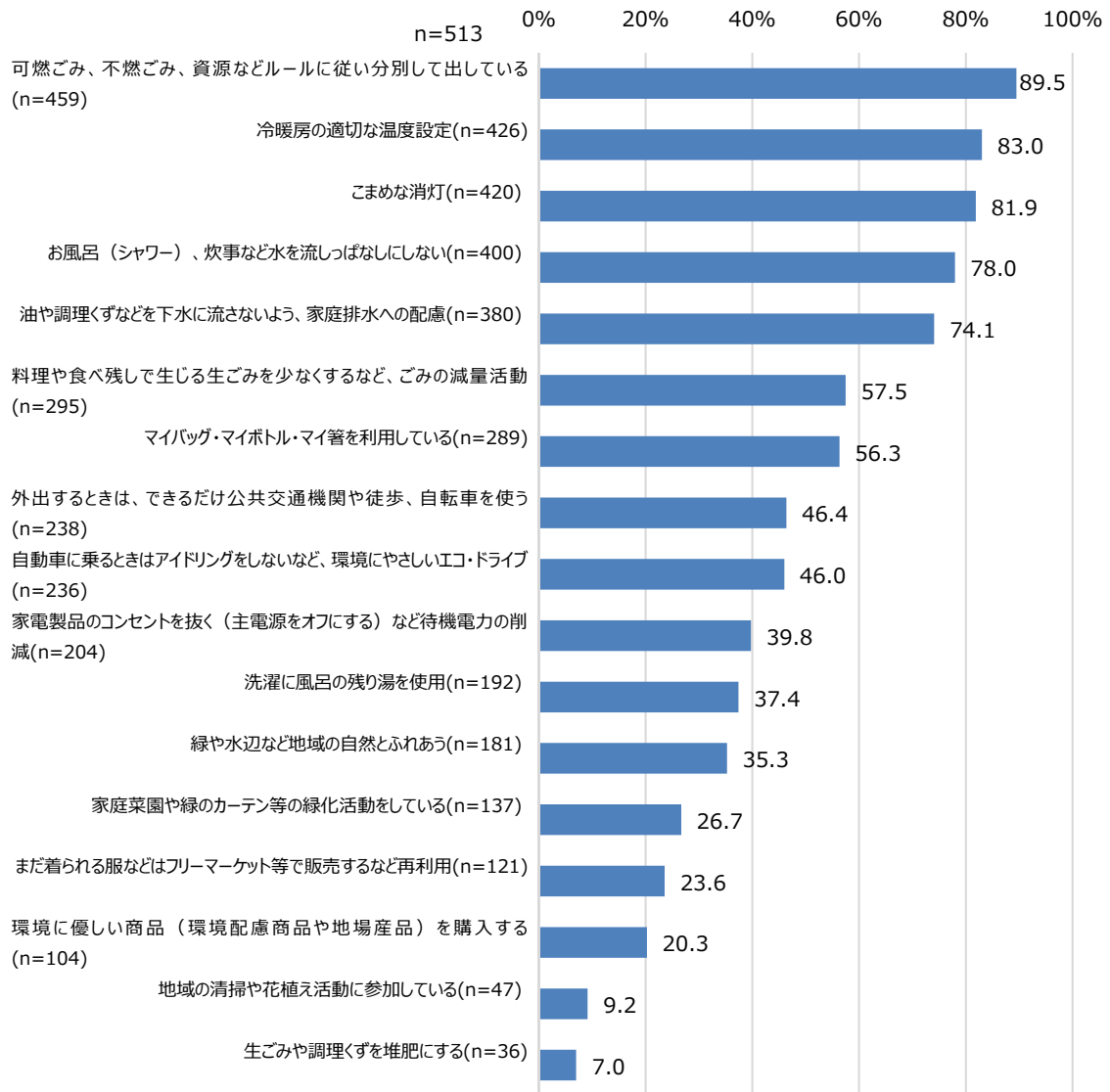
③環境への取組状況

環境への取組状況については、「可燃ごみ、不燃ごみ、資源などルールに従い分別して出している」、「冷暖房の適切な温度設定」、「こまめな消灯」、「お風呂（シャワー）、炊事など水を流しっぱなしにしない」といった項目は、約 8 割の人が意識して実践しています。一方、「地域の清掃や花植え活動に参加している」、「環境に優しい商品（環境配慮商品や地場産品）を購入する」、「まだ着られる服などはフリーマーケット等で販売するなど再利用」といった項目への取組は低くなっています。

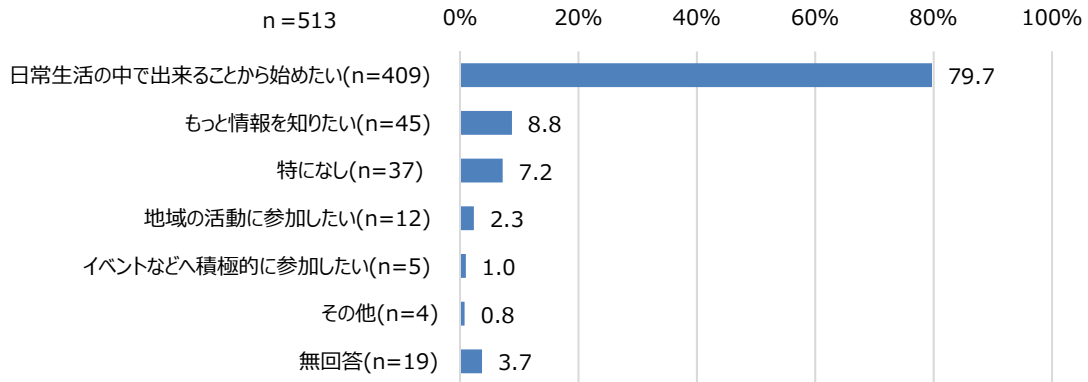
市民が環境のために取り組める項目としては、「日常生活の中で出来ることから始めたい」が約 8 割を占めています。「地域の活動に参加したい」や「イベントなどへ積極的に参加したい」はほとんどの人が次のステップと考えています。

地域の団体や民間企業、行政が連携し身近なイベントや活動を充実させ、取組を推進する必要があります。

【環境への取組状況】



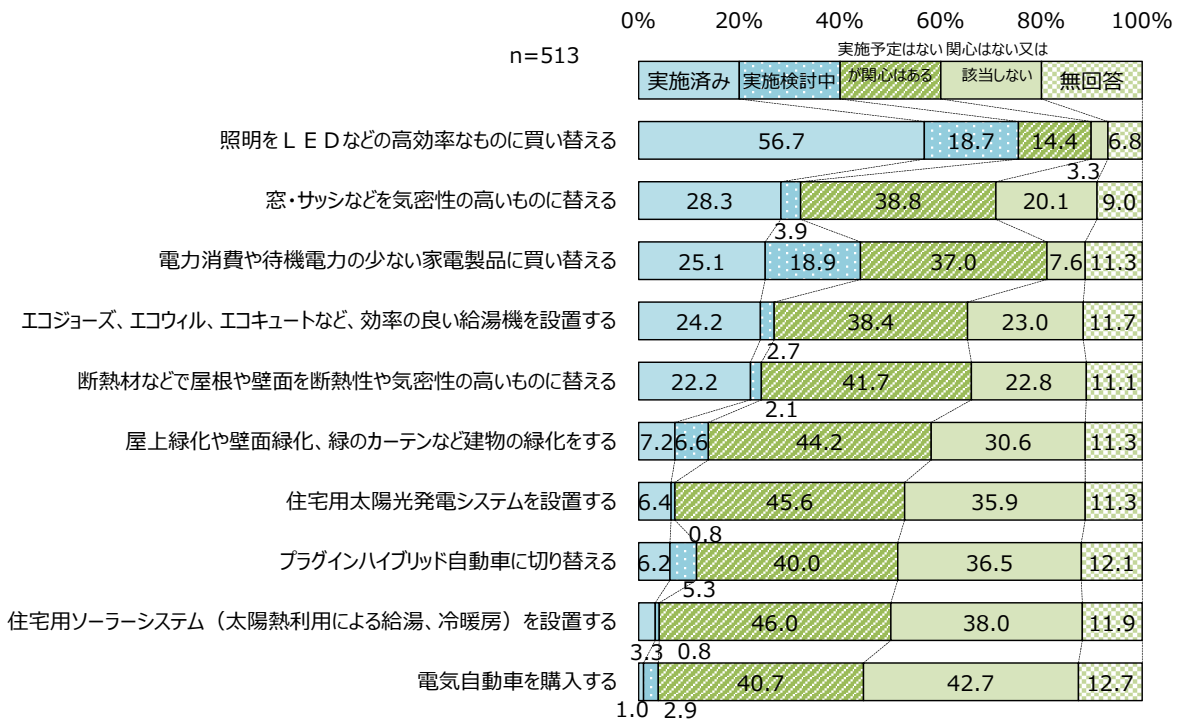
【環境のために取り組みたいこと】



④環境対策の実施状況

「電気自動車を購入する」、「住宅用ソーラーシステム（太陽熱利用による 給湯、冷暖房）を設置する」、「プラグインハイブリッド自動車に切り替える」といった項目は、実施割合が低くなっています。環境対策は居住形態や、ライフスタイルにより異なるため、どのような人が、どのような環境対策をするのかといったことを再度整理し、その情報を対象となる方に届ける必要があります。

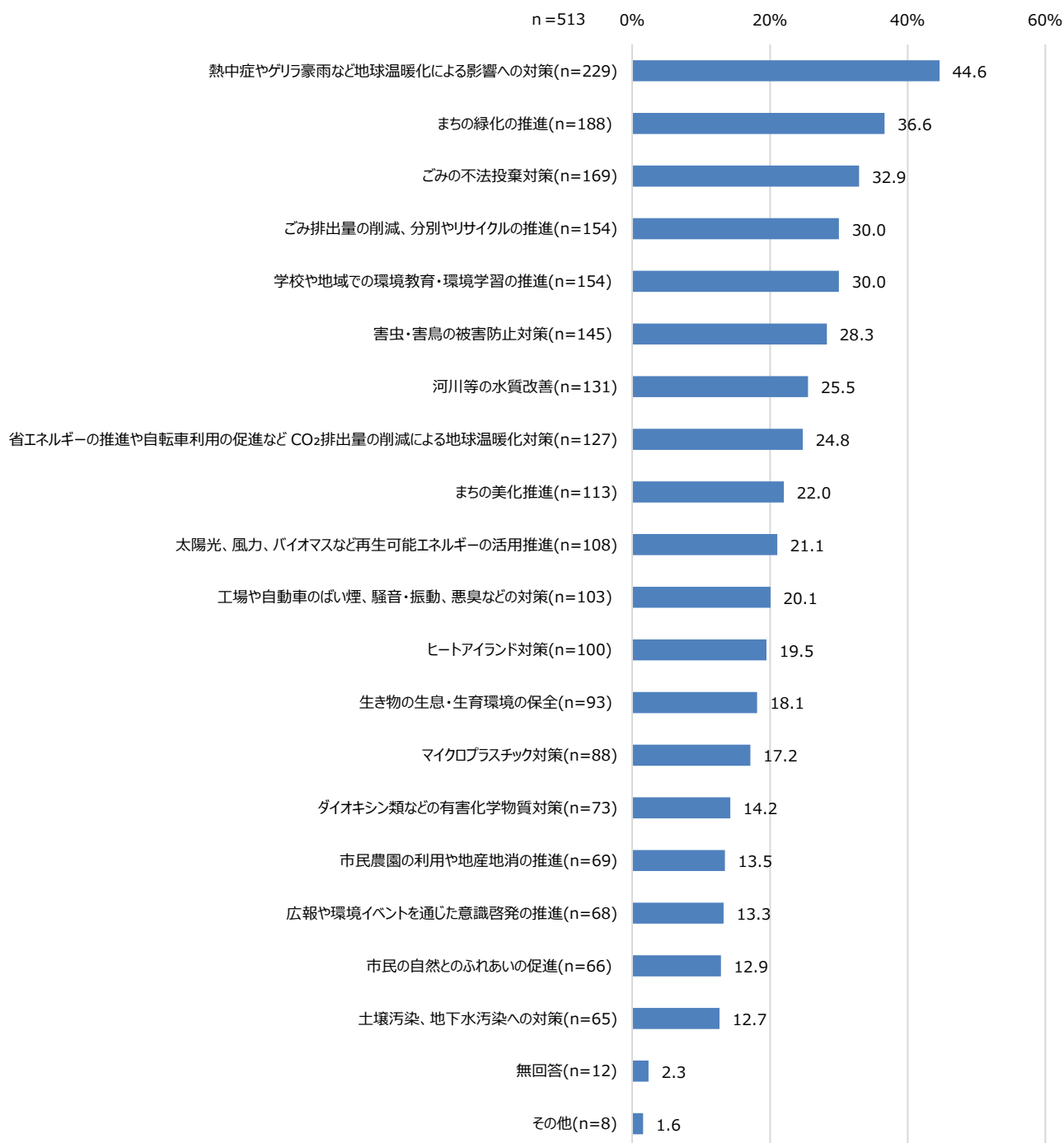
【環境対策の実施状況】



⑤市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策としては、「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」が44.6%と最も高く、次いで「まちの緑化の推進」が36.6%、その他、「ごみの不法投棄対策」、「ごみ排出量の削減、分別やりサイクルの推進」及び「学校や地域での環境教育・環境学習の推進」が30%台となっています。

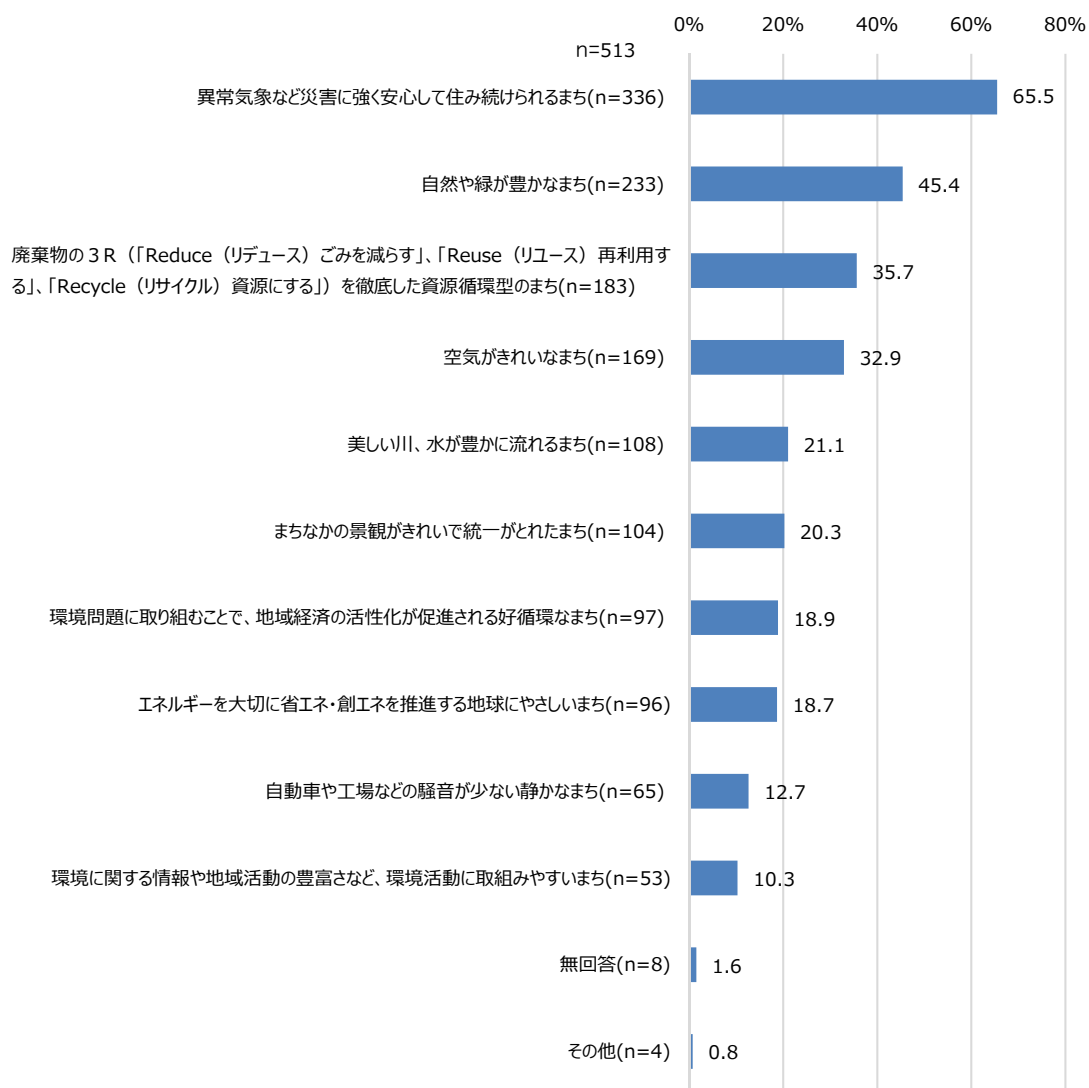
【市が重点的に取り組むべき環境対策】



⑥上尾市の環境のあるべき姿

上尾市の環境のあるべき姿については、「異常気象など災害に強く安心して住み続けられるまち」が 65.5%と最も高く、他の項目と比較しても割合が高くなっています。次いで割合が高いのは「自然や緑が豊かなまち」が 45.4%、「廃棄物の 3R（「Reduce（リデュース）ごみを減らす」、「Reuse（リユース）再利用する」、「Recycle（リサイクル）資源にする」）を徹底した資源循環型のまち」が 35.7%となっています。

【市が重点的に取り組むべき環境対策】

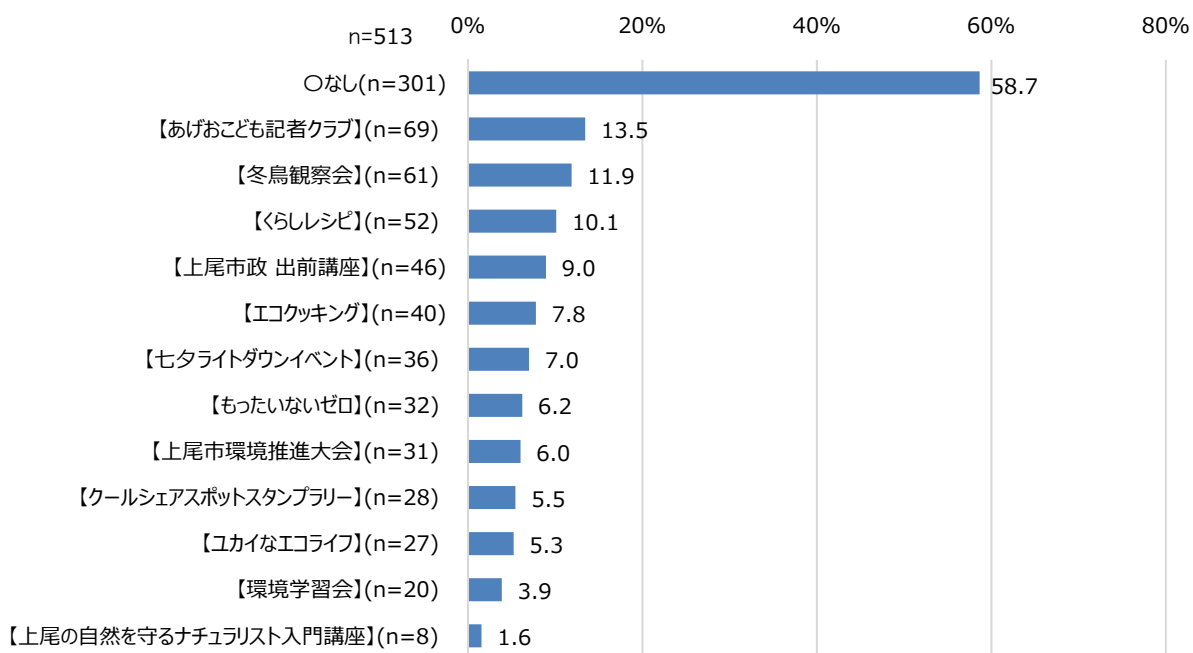


⑦市の実施する環境イベントや取組みの認知度

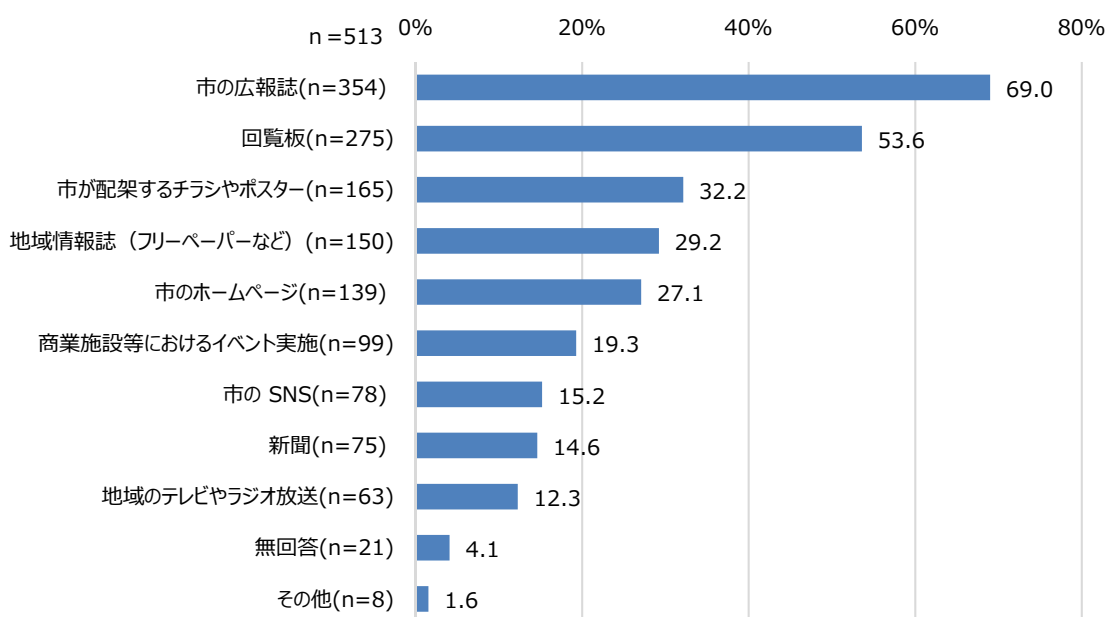
「あげおこども記者クラブ」や「冬鳥観察会」など、市の実施する環境のイベントや取組の認知度は、おおむね1割前後となっており、高めていく必要があります。

市の環境に関する情報を知る媒体として有効なものについてみると、全体では、「市の広報誌」が約7割と最も高くなっており、次に「回覧板」が5割を超え高くなっています。イベントや取組内容に応じて、有効な媒体による情報提供を行う必要があります。

【市の実施する環境イベントや取組みの認知度】



【市の環境に関する情報を知る媒体として有効なもの】



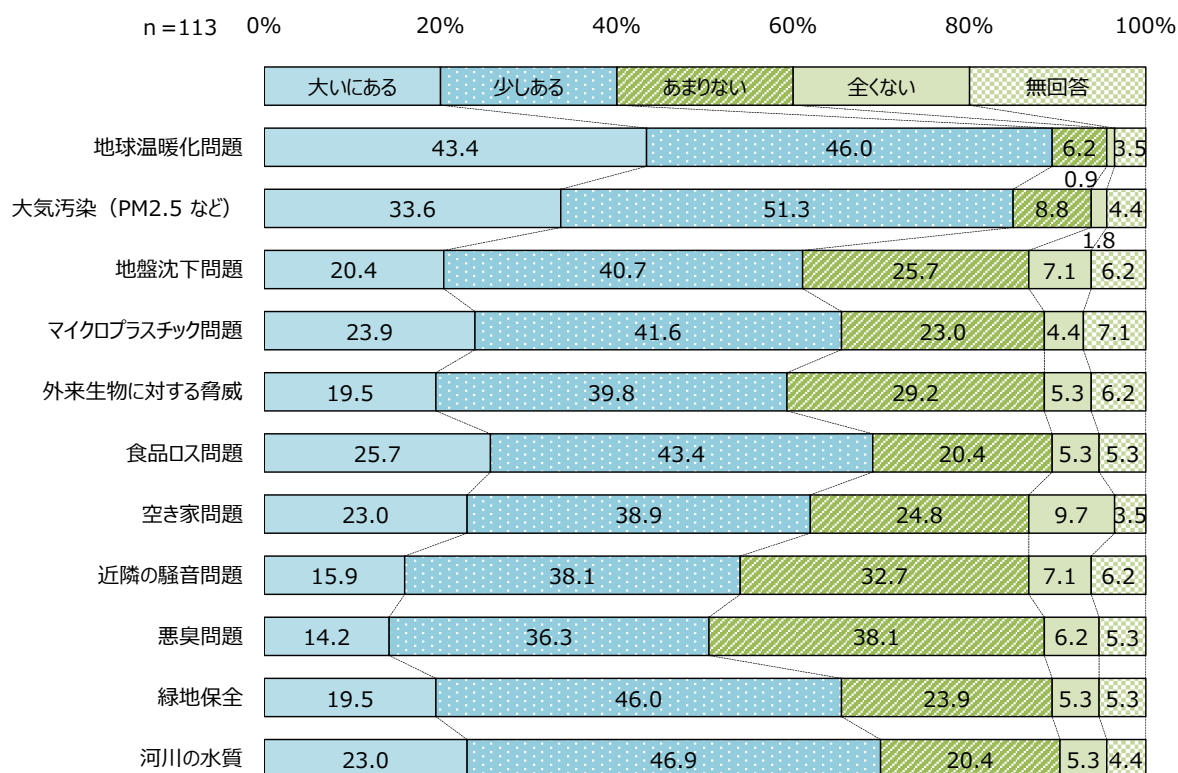
3) 事業者アンケート調査結果の概要

①環境への関心

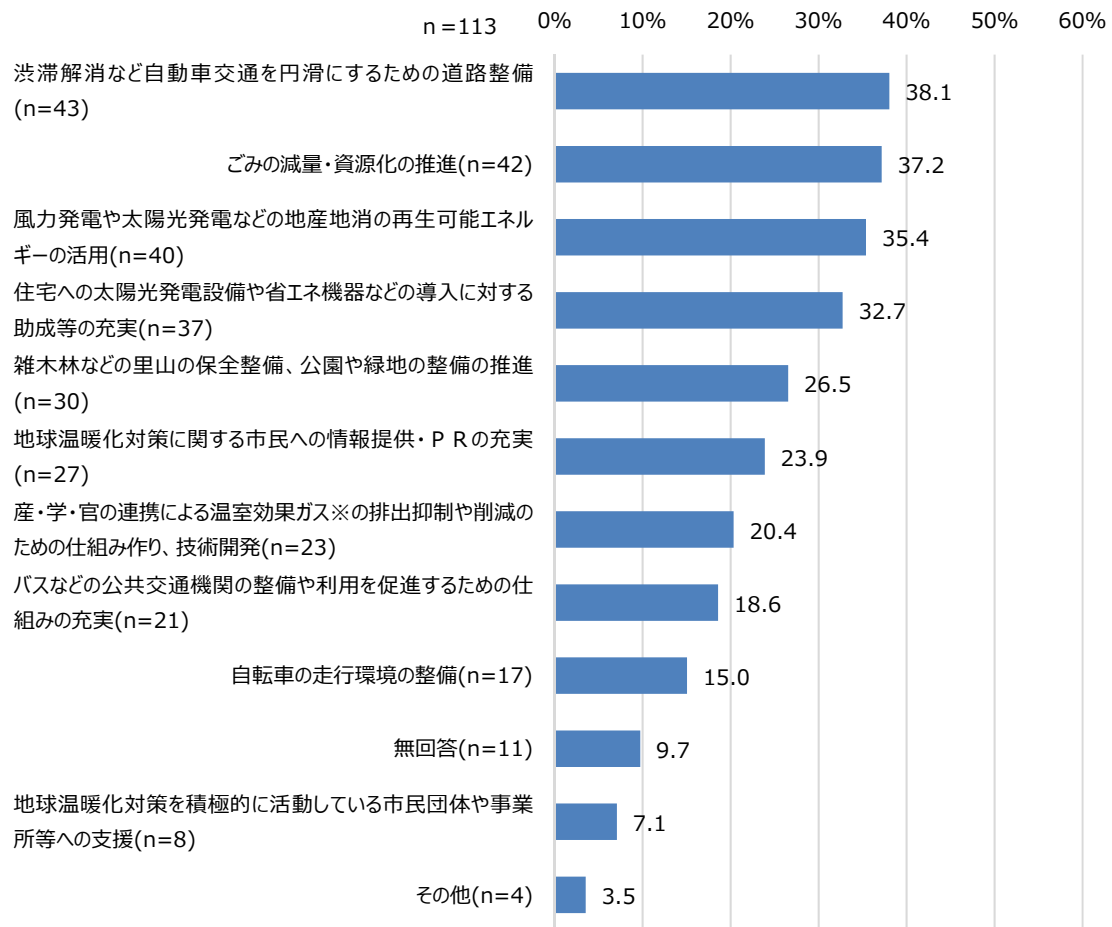
事業所の環境問題への関心度についてみると、「地球温暖化問題」が最も高く、次いで「大気汚染」、「食品ロス問題」への関心が高くなっています。これは、市民アンケートの関心の高い項目と同じ傾向にあり、市民、事業者ともに関心度の高さがうかがわれます。

事業所が考える「地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策」では、「渋滞解消など自動車交通を円滑にするための道路整備」、「ごみの減量・資源化の推進」、「風力発電や太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用」が上位となっています。環境問題への関心は業種ごとに関心度の高い項目は異なることから、それぞれの業種に応じた環境情報の発信を行い、連携した取組の推進を行っていく必要があります。

【環境問題への関心度】



【地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策】

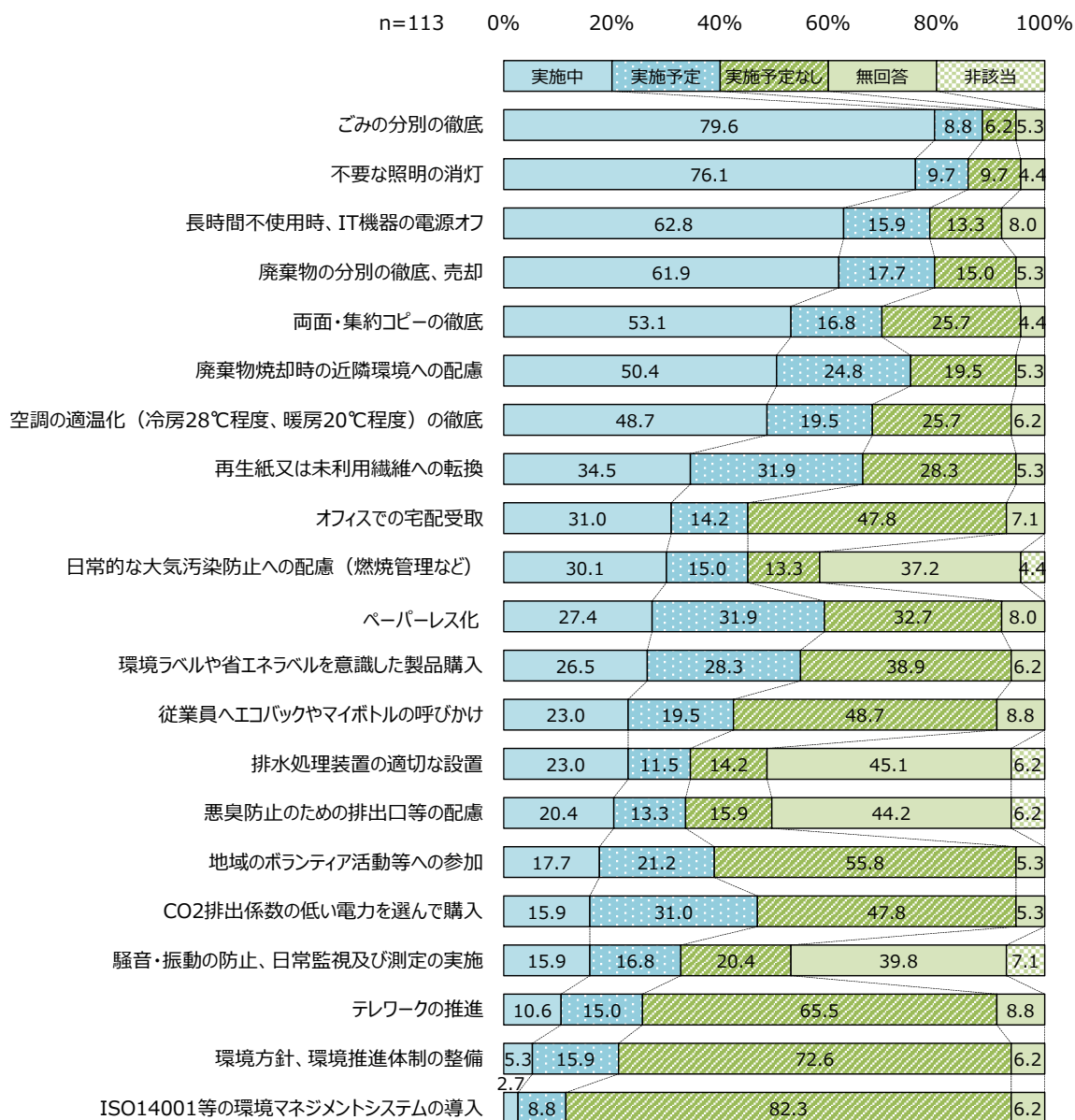


②環境への取組状況

日常的な環境活動の実施についてみると、「ごみの分別の徹底」、「不要な照明の消灯」「長時間不使用時、IT機器の電源オフ」、「廃棄物の分別の徹底、売却」、「両面・集約コピーの徹底」、「廃棄物焼却時の近隣環境への配慮」といった項目は、5割以上の事業所が実施中と回答しており、省エネや廃棄物対策、リサイクルといった取組が推進されています。また、「ペーパーレス化」、「再生紙又は未利用繊維への転換」、「CO₂排出係数の低い電力を選んで購入」、「環境ラベルや省エネラベルを意識した製品購入」が実施予定の項目として割合が高くなっており、グリーン購入や環境に配慮したサービス利用への意識が高まっています。

これらの項目に関する情報を積極的に発信するとともに、事業所と連携した取組を行うことで、実施率を向上させる必要があります。

【環境への取組状況】

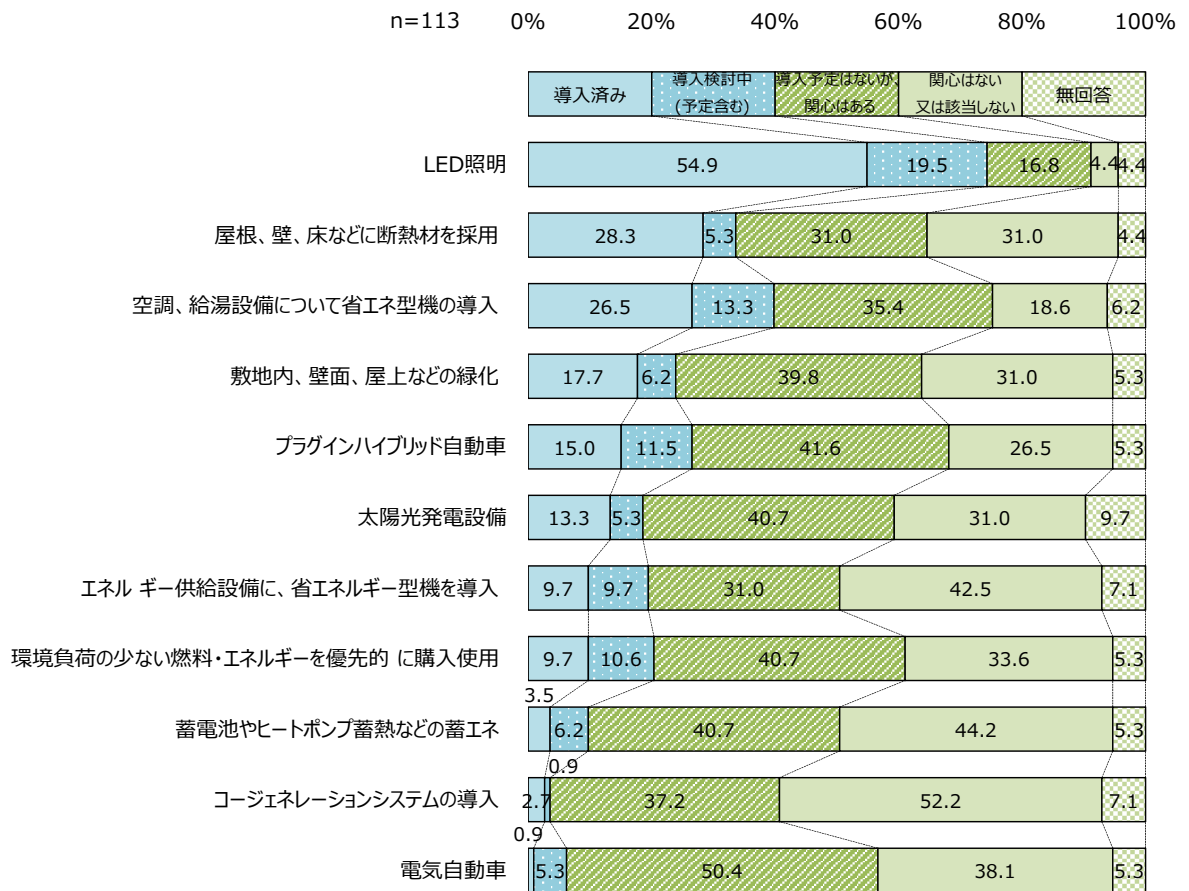


③環境対策の実施状況

環境対策については、「LED照明」の導入率が5割を超えて高くなっています。その他には、「屋根、壁、床などに断熱材を採用」、「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」が高くなっています。また、「導入検討中」の割合が高い項目としては「LED照明」が約2割で最も高く、次いで「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」、「プラグインハイブリッド自動車」となっています。

これらの項目については、事業所の関心度が高くなっており、積極的に情報発信を行う必要があります。

【環境対策の実施状況】

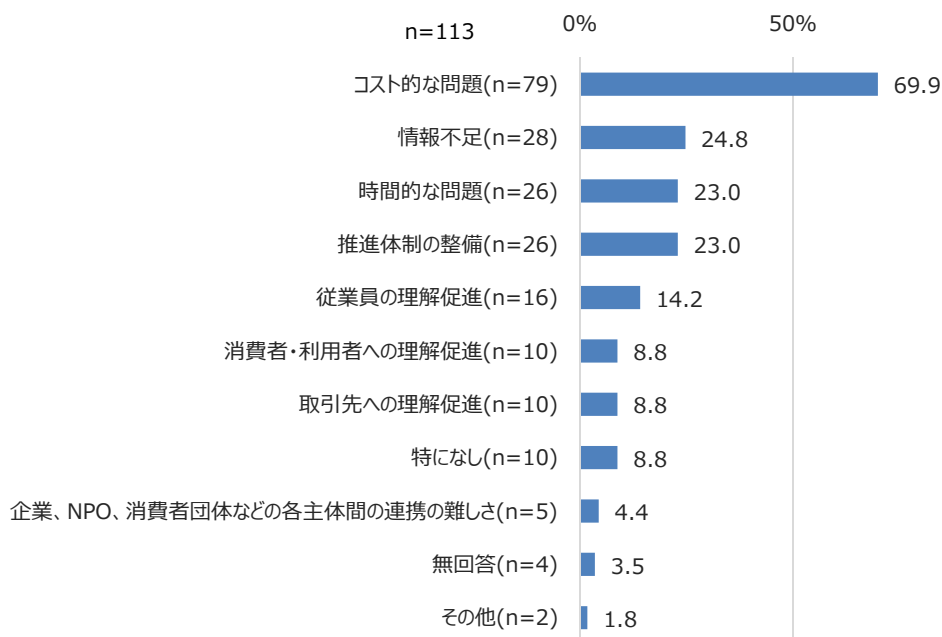


④環境活動を実施する際の課題と効果

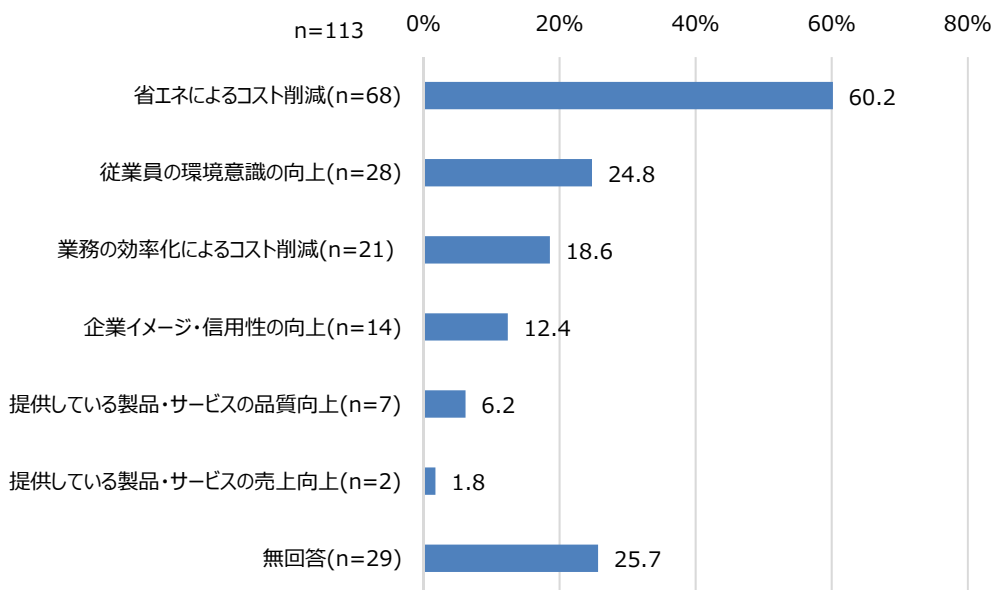
環境活動を実施する際の課題として、約7割の事業所が「コスト的な問題」をあげており、一方、環境活動に取り組むことで得られた効果としては、約6割の事業所が「省エネによるコスト削減」と回答しています。

環境対策にかかるコストへの関心が高くなっています。省エネ診断や、実際にどの程度のコストが発生するかなどの情報を発信していく必要があります。

【環境活動を実施する際の課題】



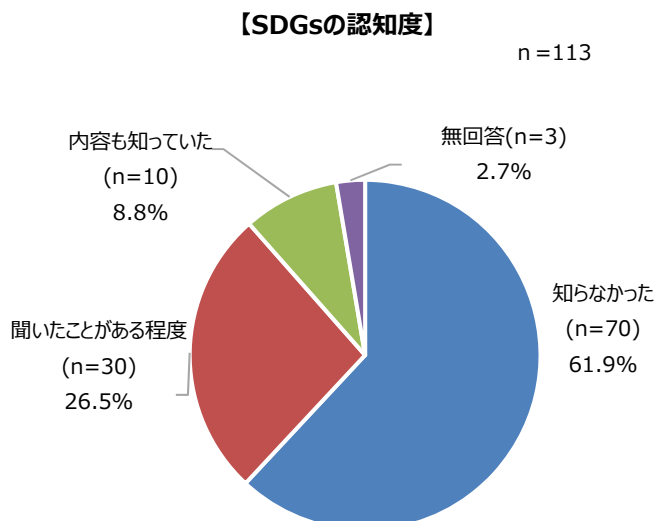
【環境活動に取り組むことで得られた効果】



⑤SDGs について

事業所の SDGs の認知度は、6 割以上の事業所が「知らなかった」と回答しており、内容を知っていた事業所は 1 割以下となっています。

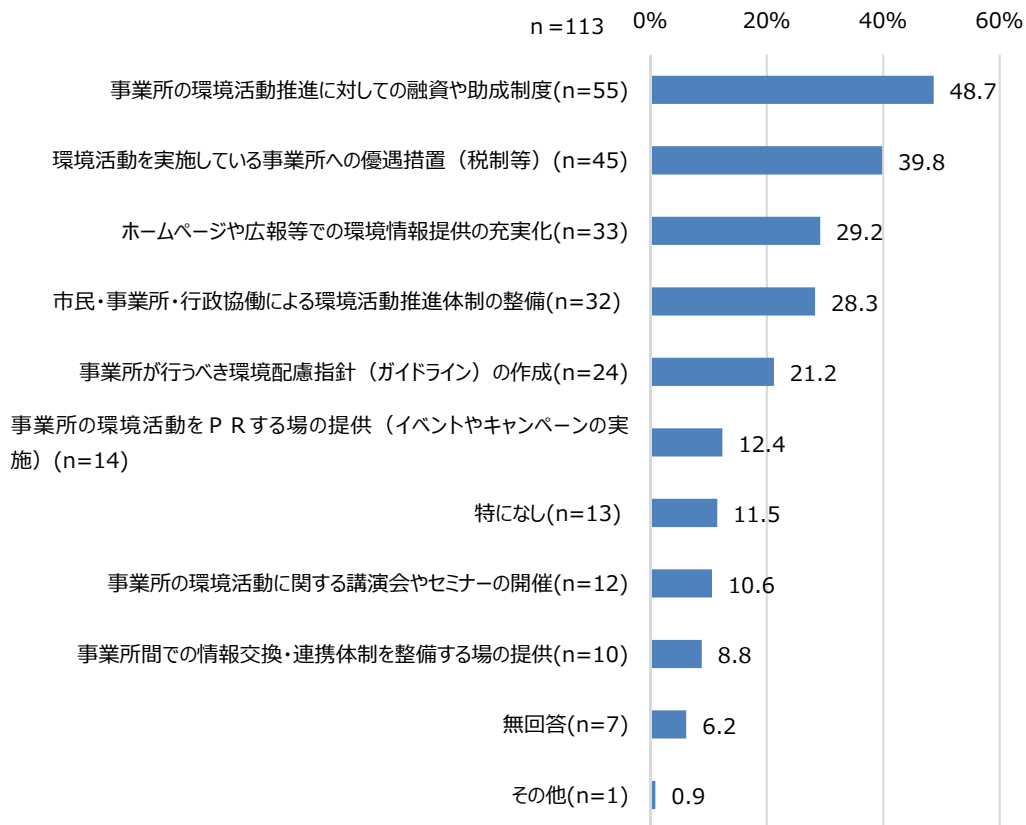
各事業所の事業活動と SDGs がどのように関連するか等、情報発信を行い、環境対策へのさらなる意識向上を図っていく必要があります。



⑥市の環境への取組について

環境活動を進めるために実施してほしい行政サポートについては、「事業所の環境活動推進に対する融資や助成制度」、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）」、「ホームページや広報等での環境情報提供の充実化」の回答割合が高くなっています。

【環境活動を進めるために実施してほしい行政サポート】



4) 市民・事業者アンケート調査結果のまとめ

①市民の周辺環境への満足度

「騒音や振動などの静かさ」や「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」といった項目については向上しています。一方、「近くの川や水路など水のきれいさ」や「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」といった項目への不満度が比較的高くなっています。これらの対策を優先的に進める必要があります。

②環境問題に対する関心度

市民、事業者とも「地球温暖化問題」、「大気汚染問題」、「食品ロス問題」への関心が高まっています。期待される施策としては、「バス・公共交通機関の整備や利用促進」、「ごみの減量・資源化の推進」、「自動車交通を円滑にするための道路整備」、「再生可能エネルギーの活用」などへの回答が多くなっています。

③環境への日常的な取り組み状況

「ごみの分別」、「空調の適温設定や電源オフなどの省エネルギー対策」、「家庭排水や廃棄物焼却時の近隣環境への配慮」といった項目への取組が進んでいます。

一方、「環境にやさしい商品の購入」、「地域の清掃活動やボランティア活動への参加」、「テレワークの推進」といった項目については取組が進んでいない状況です。取組が進まない項目については、ライフスタイルを変化させ、「ごみの分別」のように日常生活として行動できるよう促進に向けた取組を実施していく必要があります。

④環境対策の実施状況

「照明のLED化」への取組が、市民、事業者とも5割を超えています。今後もさらなる取組の進展が必要です。一方、住宅や事務所における空調、給湯設備等への省エネルギー機器の導入や太陽光発電システムの設置、電気自動車の購入などといった項目への取組は少なくなっています。導入コストの問題や、新たな技術に関する情報発信を行っていく必要があります。

⑤市の実施する環境イベントや取組みへの関心度

市民の市が実施する環境イベントや取組みの認知度はおおむね1割となっています。効果的な情報発信を行い、市民に情報を届けるとともに、イベントや取組みへの参加につなげていく必要があります。

⑥環境活動を進めるために必要な行政サポート

事業者の求める行政サポートとしては、「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度」、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税政等）」の割合が多くなっています。環境活動への取組が事業活動のプラスとなる仕組みづくりが求められています。

3. 今後の課題

1) 低炭素社会の構築

低炭素社会の構築に向けての動向として、本計画の終了年度である 2030 年度における各種目標値が設定されています。

- ・温室効果ガス排出量：2013 年度比▲26.0%
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：新築住宅の平均で実現
- ・次世代自動車の新車販売台数に占める割合：5 割から 7 割
- ・産業部門におけるエネルギー消費効率：年 1%改善 など

これらの目標は、国の目標であるとともに、本市としても推進していく必要があります。また、再生可能エネルギーの活用は災害時における緊急用電源としての利用価値も高く、導入の拡大が求められます。

2) 生物多様性の保全

本市は、荒川、綾瀬川、鴨川、芝川などの水辺に加え、江川地区の湿地やふるさと緑の景観地、水田や畑といった自然的環境を有しています。しかし、都市化に伴い、山林や畑等が減少傾向にあります。生物多様性の危機は、人間の開発によるもののほか、自然に対する働きかけの減少や外来生物、地球温暖化といった要因により招かれることとなります。これらの要因に対する対策を進めていく必要があります。

3) 気候変動への適応

地球温暖化の傾向は、異常気象を発生させています。2019 年に発生した台風 19 号は、関東や東海で記録的な大雨となり、本市においても甚大な被害が発生しました。

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）が必要となっています。地域の実情に応じた対策を進める必要があります。

4) 循環型社会の形成

廃棄物等の発生抑制と適正な循環利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することができます。ごみの分別を意識する人が増えており、3Rのうち、再生利用（Recycle）は進展していると考えられます。発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）については、さらなる推進が必要と考えられます。

また、海洋プラスチック問題が深刻化しており、プラスチック製の容器包装・製品が不要に使用、廃棄されることのないよう、レジ袋の有料化や再生材や再生可能資源へ代替が進行しています。ライフスタイルの変化など、市民への情報発信の必要があります。

5) SDGs への貢献

SDGs は貧困、紛争、テロ、気候変動、資源の枯渇など、世界中の課題解決に向け、2030 年までに達成すべき具体的な目標を立てています。本市においては、環境問題への取組を通じた SDGs への貢献を目指します。

第3部 計画が指すもの

第1章 望ましい環境像と施策の方向性

1. 望ましい環境像

本市では、アルファベットで「AGEO（あげお）」と「ECO（エコ）」を合体させ、上尾市のエコ（環境負荷低減や自然保護にかかわる活動）にかかわるすべての活動を総称して「AGECO style（あげこスタイル）」と提唱し、エコ活動を推進しています。

本計画においては、本市の環境への取組のあるべき姿を設定し、その実現に向けた、さまざまな「AGECO style（あげこスタイル）」への取組を推進します。

【望ましい環境像】

- 自然とのふれあいや良好な景観を大切にしている
- 安全で安心して暮らせるまちを形成している
- 低炭素かつ資源循環型社会の形成に市民・事業者・行政一体で取り組んでいる
- 持続可能なまち【あげお】を次世代へとつないでいる



2. 施策の方向性

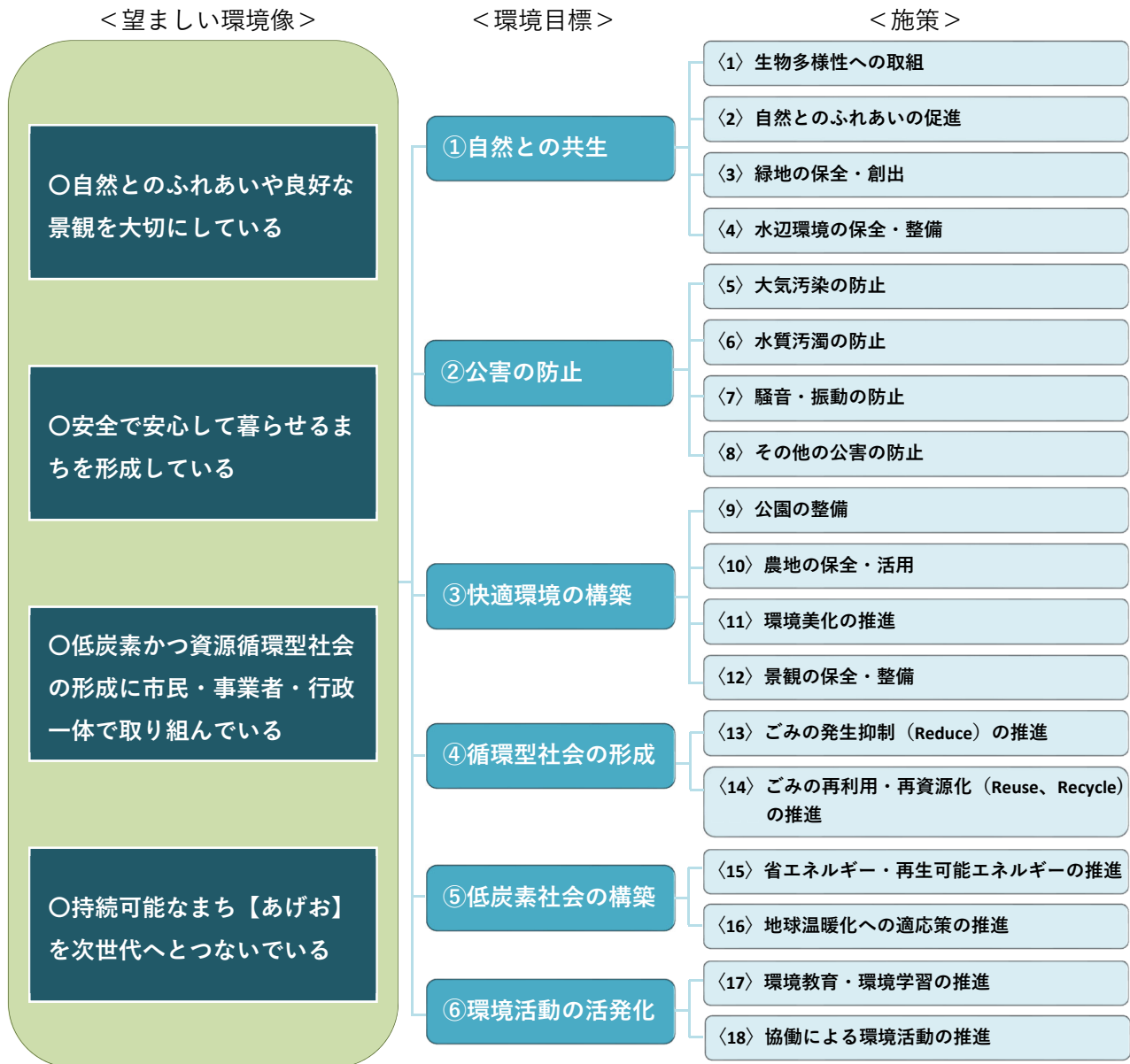
望ましい環境像の実現に向けて、本計画の対象範囲である自然・都市・生活・地球環境について、6つの環境分野（1. 自然環境、2. 都市・生活環境、3. 資源循環、4. 省エネルギー・再生可能エネルギー、5. 地球温暖化対策、6. 環境づくり）を設定し、各分野に対応する6つの環境目標を定め施策を推進します。

環境分野	環境目標	施策の方向性
1. 自然環境	①自然との共生	緑、水辺環境などの保全、自然とのふれあいの促進など、自然との共生にむけた取組を推進します。
2. 都市・生活環境	②公害の防止	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の公害防止など、安心・安全なまちづくりに向けた取組を推進します。
	③快適環境の構築	環境美化、文化・景観の保全、公園、農地整備など、快適で便利なまちづくりに向けた取組を推進します。
3. 資源循環	④循環型社会の形成	ごみの減量（Reduce）、再利用（Reuse）、（再資源化（Recycle）への対応など、循環型社会形成に向けた取組を推進します。
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー	⑤低炭素社会の構築	家庭やオフィス等における徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入にむけた取り組みを推進します。
5. 地球温暖化対策		極端な気象現象がもたらす、農作物への被害や防災、熱中症対策など、気候変動適応への取組を推進します。
6. 環境づくり	⑥環境活動の活発化	環境教育・環境学習を推進するとともに、協働による環境活動が活発化する環境を整備します。

3. 施策の体系

1) 施策体系

6つの環境目標と18の施策に基づく取組により、望ましい環境像へと計画を推進します。



2) 指標管理

計画の推進にあたり、現状把握や進捗状況の把握を行うため、環境分野ごとに指標を設定します。各指標の基準年度は原則2019年度とします。

①計画指標

望ましい環境像の具現化に向けて、計画の進捗状況を把握するため、計画指標を設定します。

②業務指標

施策の進捗状況を把握するため、業務指標を設定します。計画指標と業務指標は相関関係にあり、業務指標の進捗管理を通じた、計画指標の目標値達成を目指します。

第2章 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 基本的事項

1) 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：平成28年5月27日法律第50号）第19条第2項に基づき策定するものです。

地球温暖化対策は第3次上尾市環境基本計画の取り組みの柱であることから、施策の展開において地球温暖化対策に対する取組内容を盛り込むことで、一体のものとして策定します。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：平成28年5月27日法律第50号）

（国及び地方公共団体の施策）

第19条 1（略）

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

2) 計画期間

計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。ただし、5年を節目として計画の見直しを実施します。また、計画の基準年度は2013年度とします。

- 計画期間：2021年度～2030年度
- 基準年度：2013年度
- 目標年度：2030年度

3) 推進体制

第3次環境基本計画と一体的な推進を図ります（第3次環境基本計画の推進体制については第4部第2章）。

2. 温室効果ガス排出量の現況推計・要因分析

1) 温室効果ガス排出量の現況推計

本市の温室効果ガス排出量（CO₂）の経年変化についてみると、2009年度から2012年度にかけて排出量は増加し、2013年度以降は減少傾向にありましたが、2017年度では、上昇しています。

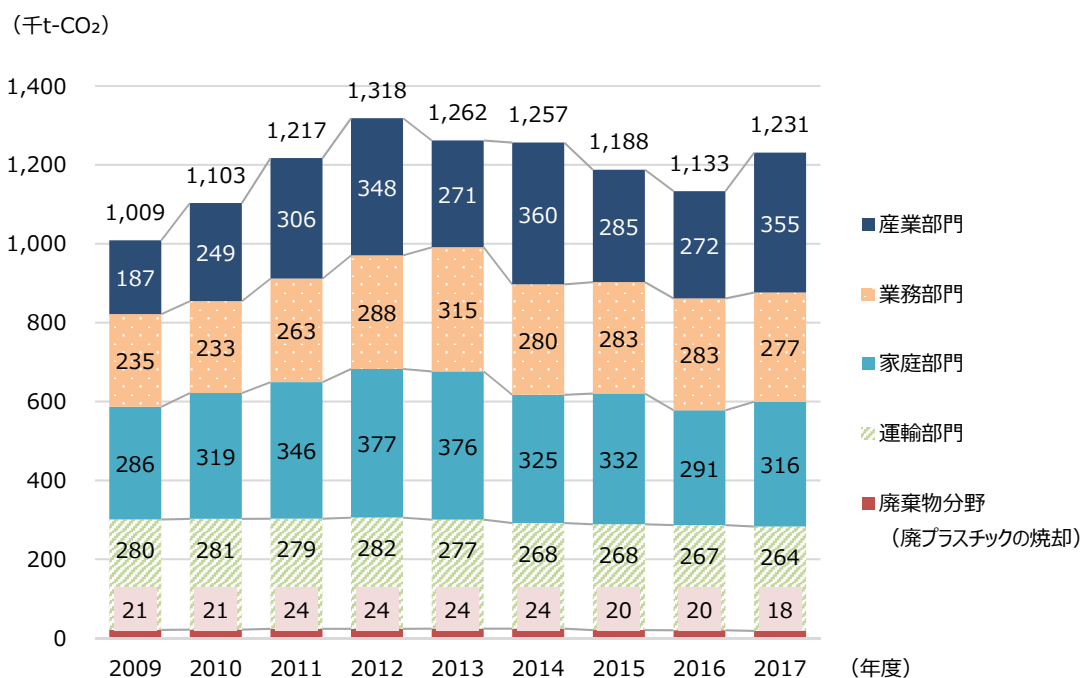
エネルギー消費量の減少や、CO₂排出原単位の改善等を背景に2013年度以降、CO₂排出量の減少傾向が続きましたが、2017年度においては、産業部門や家庭部門の排出量が増加し、合計では1,231千t-CO₂と前年度より98千t-CO₂増加しています。

2017年度では、製造品出荷額や世帯数が増加しており、産業部門や家庭部門におけるエネルギー消費量が増加したことが、CO₂排出量の増加につながったものと考えられます。

2017年度の部門（分野）ごとの排出量では、産業部門355千t-CO₂、業務部門277千t-CO₂、家庭部門316千t-CO₂、運輸部門264千t-CO₂、廃棄物分野18千t-CO₂となっています。

※2020年度より、埼玉県における県内市町村の温室効果ガス排出量の算出方法が、変更されています。推計に用いる温室効果ガス排出量の値は、算出方法変更後の値です。県の資料より、公表前に推計を行っていることから、公表後の数値と差異が生じる場合があります。

【温室効果ガス排出量】

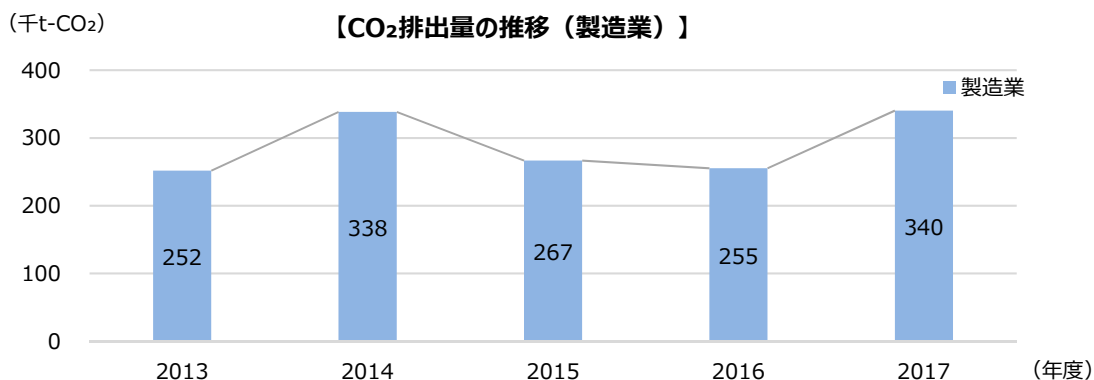


(出典) 埼玉県資料

2) 部門・分野別の温室効果ガス排出量

【産業部門 製造業】

分野別に CO₂排出量の推移をみると、製造業では、2013年度の252千t-CO₂から2017年度に340千t-CO₂へと35.3%（89千t-CO₂）増加しています。景気動向によりエネルギー消費量が増減し、CO₂排出量に影響します。



(出典) 埼玉県資料

特定事業所における、温室効果ガス（CO₂）排出量のカバー率は、2016年度において、全体の15%、産業部門の57%（そのうち60%は製造業）、業務その他部門の7%を占めています。

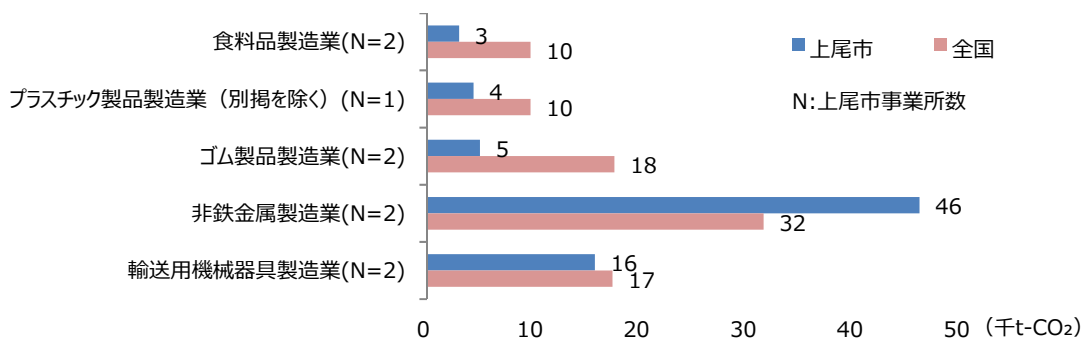
製造業の特定事業所1事業所当たりの温室効果ガス（CO₂）排出量では、非鉄金属製造業における、排出量が全国平均値を超えています。

【特定事業所におけるカバー率】

部門・分野	2016年度			
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	特定事業所の排出量 (千t-CO ₂)	特定事業所のカバー率
部門・分野全体	1,148	100%	171	15%
産業部門	263	23%	149	57%
製造業	247	22%	149	60%
建設業・鉱業	15	1%	0	0%
農林水産業	1	0%	0	0%
業務その他部門	307	27%	22	7%

(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

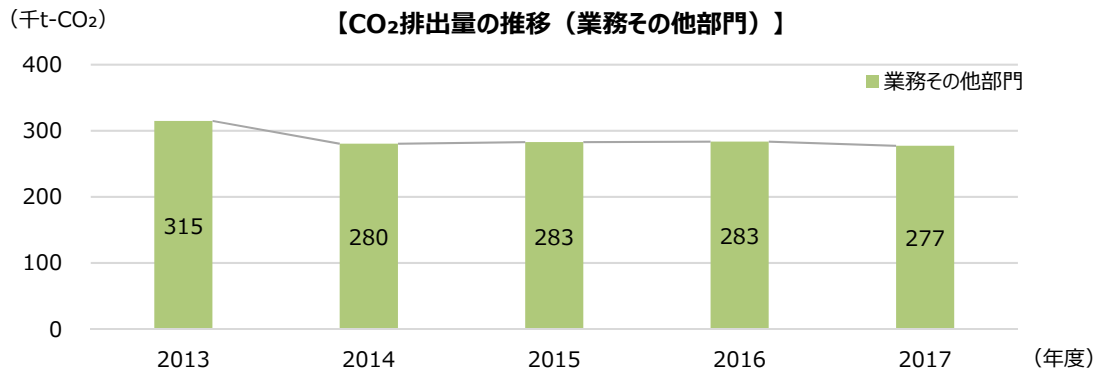
【特定事業所（製造業）1事業所当たりのCO₂排出量(全国平均値との比較)(2016年度)】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【業務その他部門】

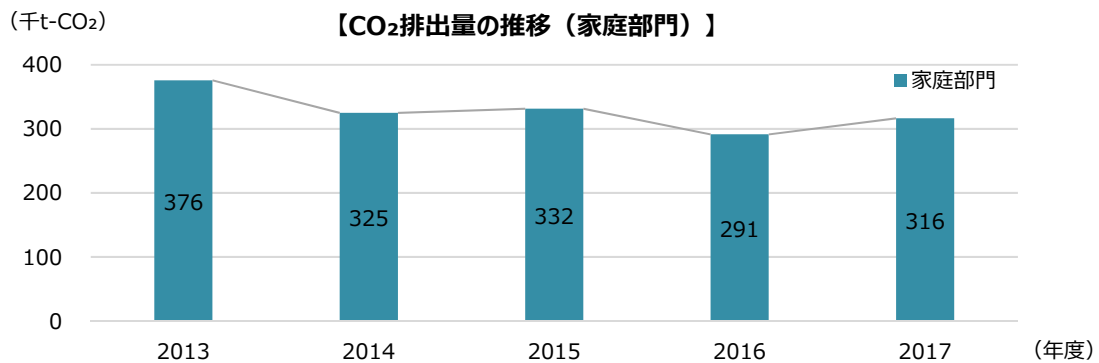
業務その他部門では、2013年度の315千t-CO₂から2017年度に277千t-CO₂へと11.9%（38千t-CO₂）削減されています。



(出典) 埼玉県資料

【家庭部門】

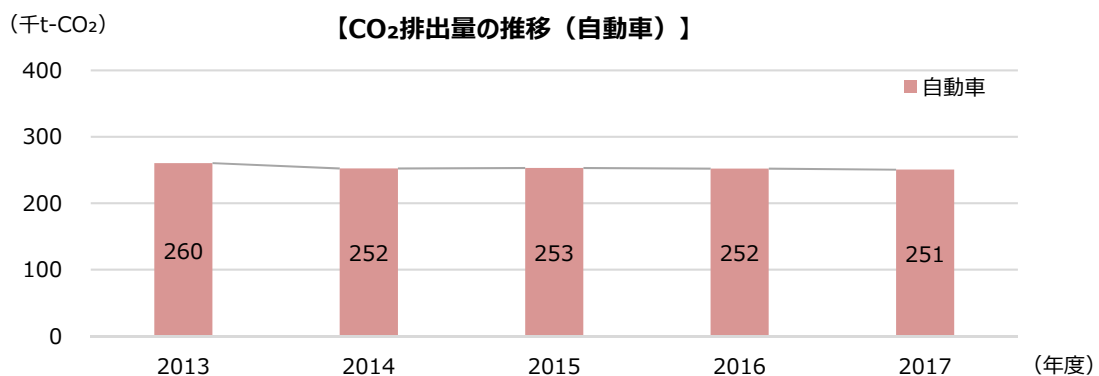
家庭部門では、2013年度の376千t-CO₂から2017年度に316千t-CO₂へと15.8%（59千t-CO₂）削減されています。2016年度からの排出量の増加は、2016年度に比べ冬の気温が低く、石油製品（灯油等）の消費に伴う排出量が増加したこと等によるものと考えられます。



(出典) 埼玉県資料

【運輸部門 自動車】

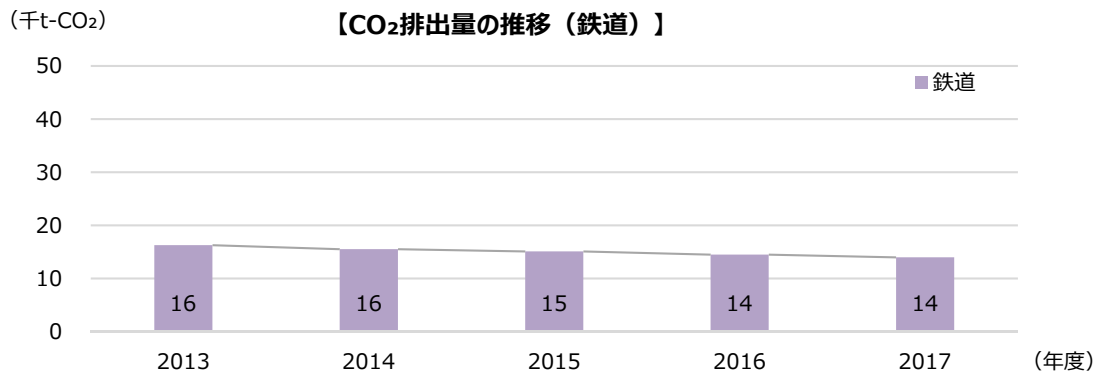
運輸部門の自動車では、2013年度の260千t-CO₂から2017年度に251千t-CO₂へと3.8%（10千t-CO₂）減少しています。



(出典) 埼玉県資料

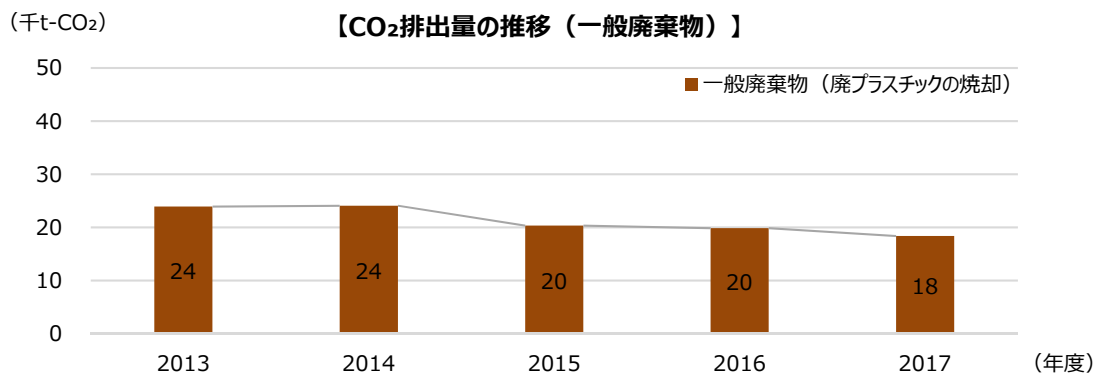
【運輸部門 鉄道】

運輸部門の鉄道では、2013年度の16千t-CO₂から2017年度の14千t-CO₂へと14.1%（2千t-CO₂）減少しています。



【廃棄物分野 一般廃棄物】

廃棄物分野の一般廃棄物（廃プラスチックの焼却）では、2013年度の24千t-CO₂から2017年度の18千t-CO₂へと23.2%（6千t-CO₂）減少しています。



3. 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）

1) 温室効果ガス排出量の将来推計

2030年度の温室効果ガス（CO₂）排出量について推計を行います。エネルギー起源CO₂の排出構造の基本要素は、「エネルギー消費原単位×活動量×炭素集約度」として表すことができ、対策・施策を検討する視点として、エネルギー消費原単位の低減には、省エネルギーの促進、炭素集約度の低減には、太陽光発電の導入などのエネルギー転換の促進といったことが挙げられます。

温室効果ガスの排出量は、人口、世帯数、技術開発、社会情勢の変化など、様々な要因により変化することが考えられます。このため、省エネルギーやエネルギー転換に関する追加的な対策を見込まず、将来的な人口、世帯数の変化による影響や、温室効果ガスの排出量に影響すると考えられる要素（製造品出荷額など）の推移などについて部門・分野別に活動量を推計し、排出量の算出を行う「現状趨勢（BAU）ケース」で推計を行います。

①推計の前提となる部門・分野の設定

温室効果ガス排出量の推計を行う部門・分野を定めます。部門・分野の設定は、自治体の規模や特性により異なります。本市においては、「その他の市区町村」において原則として対象とすべき部門・分野については、運輸部門の船舶を除き、すべて対象として設定します。

【対象部門・分野と将来推計に用いた活動量】

ガス種	部門／分野		活動量	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造品出荷額	
		建設業・鉱業	従業者数	
		農林水産業	従業者数	
	業務その他部門		従業者数	
	家庭部門		世帯数	
	運輸部門	自動車	旅客	旅客自動車登録台数
			貨物	貨物自動車登録台数
鉄道		人口		
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物分野	一般廃棄物（廃プラスチックの焼却）	焼却処理量	

②電力排出係数の設定

現状趨勢（BAU）ケースでは、追加的な対策を見込まないこととするため、原則としてエネルギー消費原単位と炭素集約度は変化しないと仮定します。しかし、炭素集約度のうち、電気の排出係数は電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを測る指標であり、火力発電に使用する燃料の変化など、その実績に応じて毎年度更新されます。また、「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）の対策・施策にも位置付けられているように、電力業界の低炭素化の取組として、2030

年度に電気の排出係数を 0.37kgCO₂/kWh 程度に削減することが目標とされています。

電気の排出係数の削減目標は、供給側である電力業界の削減努力による目標であり、需要側である住民や事業者等の削減目標には含めない、すなわち区域の BAU 排出量の前提と考えられます。このため 2030 年度には電気の排出係数が 0.37kgCO₂/kWh まで削減されると仮定して排出量を推計します。

③温室効果ガス排出量の将来予測

推計にあたっては、環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 3 条第 3 項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づいて示す技術的な助言としてまとめたマニュアルに基づく「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（2016 年 3 月）を使用します。

現状年度の温室効果ガスの排出量に対して、部門・分野ごとの目標年（2030 年度）における活動量と現状年の活動量の比が比例すると仮定し、目標年における BAU 排出量を算出します。

2) 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）結果

現状趨勢ケース（電力排出係数補正後）の将来推計の結果、2030 年度における温室効果ガス排出量は 1,195 千 t-CO₂となりました。基準年度との比較では、製造業で +37.4%、業務その他部門で▲15.0%、家庭部門で▲20.5%、運輸部門（自動車：旅客）▲で 8.7%など、全体では▲5.3%となっています。

【2030 年度における BAU 排出量（電力排出係数補正後）】（排出量：千 t-CO₂ 年度比：%）

ガス種	部門／分野		総量目標						
			基準年度		現状年度		目標年		
			2013 年度		2017 年度		2030 年度		
			排出量	排出量	基準年度比	BAU 排出量 (補正後)	基準年度比	現状年度比	
エネルギー起源 CO ₂	産業 部門	製造業	252	340	35.3	346	37.4	1.6	
		建設業・鉱業	19	14	▲25.2	13	▲29.5	▲5.7	
		農林水産業	0	0	8.1	0	▲9.6	▲16.4	
		業務その他部門	315	277	▲11.9	268	▲15.0	▲3.4	
		家庭部門	376	316	▲15.8	299	▲20.5	▲5.5	
	運輸 部門	自動車	旅客	177	167	▲5.7	161	▲8.7	▲3.2
			貨物	84	84	0.3	79	▲6.0	▲6.3
		鉄道	16	14	▲14.1	10	▲35.5	▲24.9	
エネルギー起源 CO ₂ 以外	廃棄物 分野	一般廃棄物 (廃プラスチックの焼却)	24	18	▲23.2	19	▲22.0	1.5	
合計			1,262	1,231	▲2.4	1,195	▲5.3	▲3.0	

※四捨五入の関係で、内訳と合計値が合わない場合があります。

4. 温室効果ガス削減目標の設定

1) 2030 年度における温室効果ガス削減目標

「地球温暖化対策計画」や埼玉県の 2030 年度における削減目標が 2013 年度比 26% であることや、部門・分野ごとの排出見込量を勘案し、本市の目標年度における基準年度からの削減目標を 26% と設定します。

温室効果ガス削減目標

2013 年度 → 2030 年度

26%削減

【温室効果ガス排出量の現状と見込】（排出量単位：千 t-CO₂）

部門／分野		2013 年度排出量	2030 年度排出見込量
産業部門	製造業	252	199
	建設業・鉱業	19	14
	農林水産業	0	0
業務その他部門		315	227
家庭部門		376	278
運輸部門	自動車	旅客	177
		貨物	84
	鉄道	16	12
廃棄物分野	一般廃棄物 (廃プラスチックの 焼却)	24	18
合計		1,262	933

※四捨五入の関係で、内訳と合計値が合わない場合があります。

2) 2050 年度二酸化炭素排出実質ゼロに向けて

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で成立した「パリ協定」は、1997 年に定まった「京都議定書」の後を継ぎ、国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°C より充分低く抑え、1.5°C に抑える努力を追求することを目的としています。努力目標である 1.5°C に抑えるためには、2050 年に温室効果ガス排出量を実質的にゼロ(CO₂などの温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること)にする、いわゆる脱炭素化しなければならないことが分かっています。

近年、脱炭素社会に向けて、「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明する地方公共団体が増えつつあり、2020 年 10 月には、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、同年 12 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されています。

本市においても温室効果ガス削減に向けて、市民や事業者との連携をより一層促進するとともに、技術革新等による効果的な手法を意欲的に取り入れていくなど、様々な取組みを検討し、「2050 年カーボンニュートラル」に向けて推進してまいります。

5. 温室効果ガス削減に向けた対策・施策

1) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、本市の地域特性に応じた対策・施策を推進していくことが重要です。対策とは市民・事業者など、各主体による温室効果ガス排出抑制のための行動であり、施策とは市が各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる具体的な措置です。市民・事業者の皆さまと市が一体となって取り組みを推進する必要があります。

【区域の各主体に期待される対策】

主体となる部門・分野	対策
産業部門	○地球温暖化の緩和や適応に資する製品やサービスの開発
	○省エネ性能が高い設備・機器等の導入推進
	○再生可能エネルギー等の導入や機器のエネルギー利用効率化
	○3Rの推進
	○産業廃棄物の適正処理の推進
業務その他部門	○低炭素型ビジネススタイルへの転換
	○省エネ性能が高い設備・機器等の導入
	○建築物の省エネ化
	○再生可能エネルギー等の導入
家庭部門	○低炭素型ライフスタイルへの転換
	○省エネ性能が高い設備・機器等の導入
	○住宅の省エネ化
	○再生可能エネルギー等の導入
運輸部門	○公共交通機関の利便性向上と利用促進
	○環境に配慮した移動手段への転換

【地方公共団体が実施する施策】

対象となる部門・分野	施策
産業部門	○環境・エネルギー産業の振興
	○省エネ性能が高い設備・機器等の導入促進
	○再生可能エネルギー等の導入や機器のエネルギー利用効率化促進
	○3Rの促進
	○産業廃棄物の適正処理の促進
業務その他部門	○低炭素型ビジネススタイルへの転換促進
	○省エネ性能が高い設備・機器の導入促進
	○建築物の省エネ化の促進
	○再生可能エネルギー等の導入促進
	○3Rの促進
家庭部門	○低炭素型ライフスタイルへの転換促進
	○省エネ性能が高い設備・機器の導入促進
	○住宅の省エネ化の促進
	○再生可能エネルギー等の導入促進
	○3Rの促進
運輸部門	○環境に配慮した道路交通施策の推進
	○環境に配慮した移動手段への転換促進

2) 区域施策編の実施及び進捗管理

区域施策編の施策の具体的な取り組みについては、第 3 次環境基本計画における施策の展開において記述するとともに、同計画と一体的に進捗管理を実施します。(第 3 次環境基本計画の進捗管理については第 4 部第 2 章に記載)。

第 4 部 行動計画

第1章 施策の展開

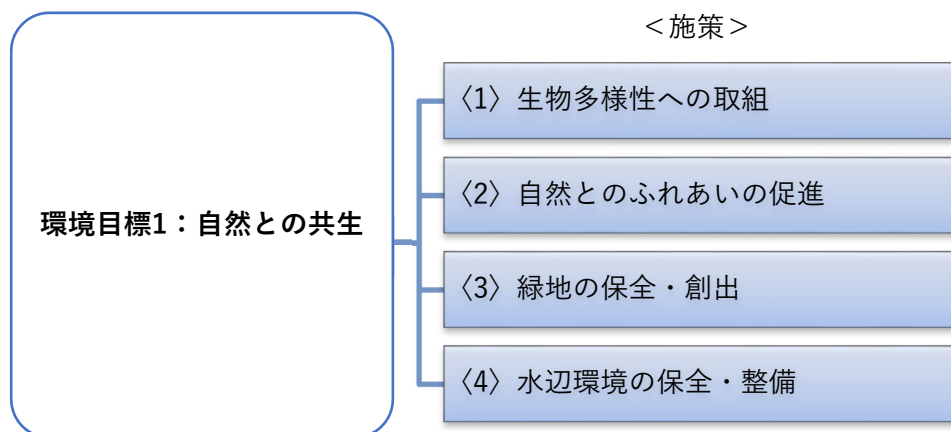
1. 自然環境分野

■自然環境分野における目標・施策

自然環境分野における環境目標は、【自然との共生】です。目標の具現化に向けては、4つの施策を設けます。

〈1〉生物多様性への取組、〈2〉自然とのふれあいの促進、〈3〉緑地の保全・創出、〈4〉水辺環境の保全・整備の各施策の展開を通じ、緑、水辺環境などの保全、自然とのふれあいの促進など、市民の自然との共生にむけた取組を推進することで、「自然環境の住民満足度の向上」を図ります。

自然環境分野



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
自然環境の住民満足度	16.5%	25%

■関連する SDGs の項目



【施策1】 生物多様性への取組（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

生物多様性の保全と生態系サービス※の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、樹林地、水辺、河川などの良好な自然環境を保全するとともに、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。



（サクラソウトラスト地の自然観察会）

実行施策		担当課
①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区※の指定や「ふるさとの緑の景観地※」の保全に努めます。	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木※の保全に努めます。	みどり公園課
③	環境イベント等において情報発信を行い、自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めます。	環境政策課
④	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による自然観察会を行います。	環境政策課
⑤	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	河川課
⑥	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。	農政課
⑦	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物※などによる生態系への被害防止に努めます。	生活環境課
⑧	生き物の生息状況を把握するため、市民団体や環境保護団体にヒヤリングを行うことで情報や知識の集約に努めます。	みどり公園課 環境政策課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
緑地面積	1,264.22ha(2020年度)	↗
緑地率	27.8%(2020年度)	↗
自然観察会の参加者数（累計）（生物多様性への取組）	40人	↗
特定外来生物の駆除数（アライグマ）	136頭/年	↗

※生態系サービス…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

※特別緑地保全地区…都市の無秩序な拡大防止や緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき市が指定するもの。

※ふるさとの緑の景観地…「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、埼玉県が指定するもの。

※保存樹林・保存樹木…「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき、市が指定するもの。

※特定外来生物…外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」（2004年）によって規定された生物のこと。

【施策2】 自然とのふれあいの促進（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあうことができる機会を創出するとともに、市民の参加を促進できる魅力的な施策の実施に努めます。

また、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により、自然とのふれあいを促進します。



（鴨川の冬鳥観察会）

実行施策		担当課
①	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。	みどり公園課
②	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地※に指定し、「ふれあいの森※」の保全に努めます。	みどり公園課
③	市民が自然とふれあう機会を増やすため、自然観察会などの体験型環境学習を充実させます。	環境政策課
④	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課
⑤	身近な自然に親んでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。	環境政策課
⑥	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。	農政課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
自然学習館※におけるイベントの参加率	80%	↗
自然観察会の参加者数（累計）（自然とのふれあい）	39人	↗
農業体験教室の開催数（作付け・収穫）	8回／年	→

※特別緑地…「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき指定した樹林の中で、特に良好なもの。

※ふれあいの森…特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。

※自然学習館…上尾丸山公園内に設置された、上尾の自然や文化を学習、観察、体験ができる施設。

【施策3】 緑地の保全・創出（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象※への対策としても有効です。市内に残された貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

また、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

実行施策		担当課
①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」の保全に努めます。【施策〈1〉と同じ】	みどり公園課
②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木の保全に努めます。【施策〈1〉と同じ】	みどり公園課
③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金※」の適切な運用に努めます。	みどり公園課
④	森林環境譲与税基金※の適切な運用に努めます。	みどり公園課
⑤	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度※の適切な運用に努めます。	みどり公園課
⑥	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
⑦	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。	みどり公園課
⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。	みどり公園課
⑨	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
⑩	市街地に残る農地や生産緑地※を貴重な緑の空間として位置づけ、その保全を図ります。	都市計画課
⑪	都市計画道路の新設・改築の際には、街路樹等緑地空間の整備を検討するなど、道路環境の整備・管理に取り組みます。	道路課
⑫	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市※」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
緑地面積	1,264.22ha(2020 年度)	↗
緑地率	27.8%(2020 年度)	↗
森林環境譲与税基金積立額	8,702,000 円	↗
協定締結公園※数	63 箇所	↗
樹木管理公園※数	132 箇所	→



<あげお朝市>

野菜・花農家などが出店しています。季節にもよりますが、トマト・キュウリ・ナス・ダイコン等、彩り豊かな野菜がそろいます。

この他にも、苗や鉢などが出そろうこともあります。

上尾駅自由通路において、毎月第4土曜日に開催しています（令和2年度）。



※ヒートアイランド現象…都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

※みどりの基金…上尾の緑を守り、創り育てていくために基金を設置するもの。

※森林環境譲与税基金…木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策のための基金を設置するもの。

※緑のパートナーシップ制度…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

※生産緑地…「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地のこと。

※あげお朝市…「あげお朝市実行委員会」が市内で生産された新鮮で安全な野菜や卵などをJR上尾駅自由通路にて月1回直売するイベント。

※協定締結公園…公園管理協定の締結されている公園のこと。

※樹木管理公園…剪定等の樹木管理を行った公園のこと。

【施策4】 水辺環境の保全・整備（環境目標：自然との共生）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

水辺環境に地域の方が関心を持ち、地域の顔となる身近な水辺環境を再生・創造するため、河川や池、農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行います。

また、自然体験等の環境教育の場として位置付けるとともに、地域の活性化と積極的な水辺環境保全活動が得られるよう推進します。



（上尾丸山公園のかいぼり）

実行施策		担当課
①	「かいぼり※」実施による水質維持や外来種駆除に努めます。	みどり公園課
②	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。【施策〈1〉と同じ】	河川課
③	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	河川課
④	堤防や護岸等の損傷箇所の発見のための河川パトロール等を実施します。	河川課
⑤	不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。	河川課
⑥	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。	農政課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
主要河川パトロール回数	36回／年	→
水路等パトロール回数	12回／年	→
河川における不法投棄の件数	8件／年	→

※かいぼり…池や沼の水をくみ出して泥をさらい、魚などの生物を獲り、天日に干すこと。

2. 都市・生活環境分野

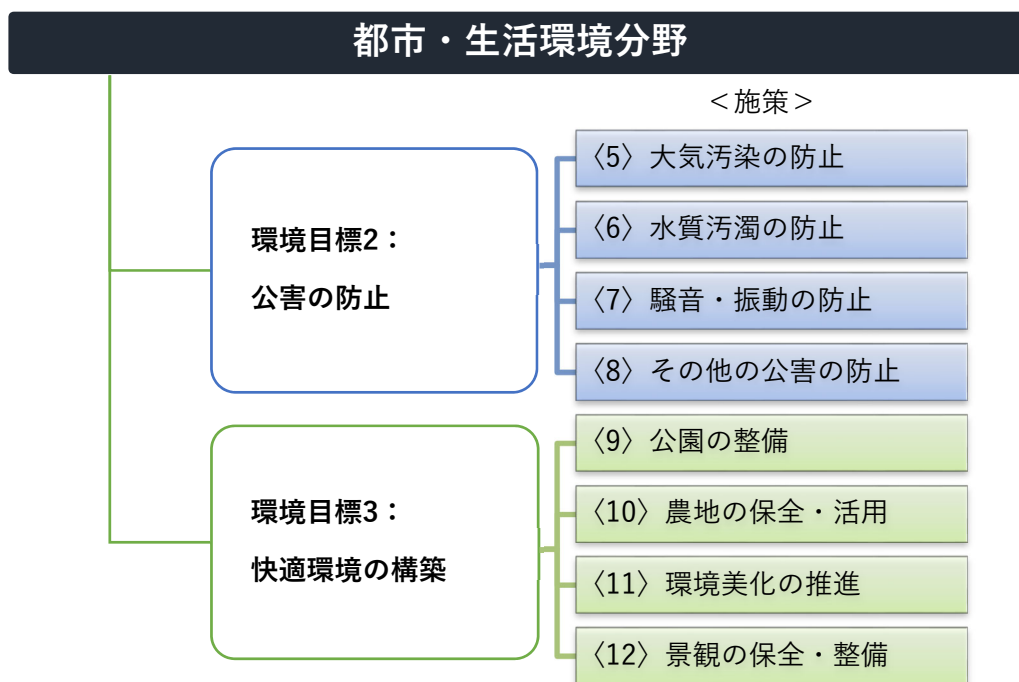
■都市・生活環境分野における目標・施策

都市・生活環境分野における環境目標は、【公害の防止】と【快適環境の構築】です。目標の具現化に向けては、それぞれ4つの施策を設けます。

【公害の防止】では、〈5〉大気汚染の防止、〈6〉水質汚濁の防止、〈7〉騒音・振動の防止、〈8〉その他の公害の防止の各施策を展開します。

【快適環境の構築】では、〈9〉公園の整備、〈10〉農地の保全・活用、〈11〉環境美化の推進、〈12〉景観の保全・整備の各施策を展開します。

大気汚染等の公害を防止するとともに、公園・農地等の整備、環境美化や景観保全など快適に暮らせる環境を整備することで、「都市・生活環境の住民満足度の向上」を図ります。



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
都市・生活環境 の住民満足度	29.9%	35%

■関連する SDGs の項目



【施策5】 大気汚染の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物※（VOC）や浮遊粒子状物質※の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

実行施策		担当課
①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。	生活環境課
②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度※について広報に努めます。	生活環境課
③	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やポイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	一定以上の駐車場を設置する事業者に、アイドリングストップ※の表示等について指導を行います。	生活環境課
⑤	自動車からの排出ガスを抑制するため、市民や事業者にエコドライブ※やアイドリングストップの実践を促します。	環境政策課
⑥	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者公共交通機関利用の実践を促します。	交通防犯課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
立入事業所件数	1件／年	→
アイドリングストップ指導率	100%	→
ぐるっとくんの年間利用者数	480,306人／年	↗

※揮発性有機化合物…インキ、ガソリン等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。

※浮遊粒子状物質…粒子状の物質のうち、大気中に浮遊している粒径が10μm以下のもの。

※PRTR制度…人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から排出される量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

※アイドリングストップ…自動車などが走行していない時、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを行わないこと。

※エコドライブ…不要なアイドリングや急発進、急ブレーキをやめるなど、車を運転する上で実施できる環境対策。

【施策6】 水質汚濁の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。

実行施策		担当課
①	家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。	生活環境課
②	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。	生活環境課
③	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。	生活環境課
④	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽※へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課 下水道施設課
⑤	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	下水道施設課 河川課
⑥	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
河川調査地点数	17箇所／年	→
工場・事業場の排水基準の適合率	93%	↗
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換件数	19件／年	→
公共下水道の普及率	83.2%	↗

※合併処理浄化槽…生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。

【施策7】 騒音・振動の防止（環境目標：公害の防止）

■関連するSDGsの項目



（施策の目標）

騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。	生活環境課
②	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。	生活環境課
③	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
道路騒音・振動にかかる要請限度の達成率	95.8%	→
工業地域及び準工業地域における地区計画策定数（累計）	3件	↗

【施策 8】 その他の公害の防止（環境目標：公害の防止）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	上尾市役所での空間放射線を測定し、結果を広く公表します。市内の農作物の食品放射能を測定し、事業者にお知らせします。	生活環境課
②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。	生活環境課
③	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。	生活環境課
④	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。	生活環境課
⑤	河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈6〉と同じ】	生活環境課
⑥	工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。	生活環境課
⑦	市内のダイオキシン類 [※] の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。	生活環境課
⑧	ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。	生活環境課
⑨	アスベスト [※] による健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課
⑩	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物を把握します。	建築安全課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
悪臭発生源への指導実施率	100%	→
ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）	100%	→
野焼きパトロール回数	6回／年	→

※ダイオキシン類…生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

※アスベスト…石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因に。

【施策 9】 公園の整備（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。

実行施策		担当課
①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
②	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
③	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の適切な運用に努めます。【施策〈3〉と同じ】	みどり公園課
④	身近で自然とふれあい、学べる場を守るため、公園の維持管理に努めます。	みどり公園課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
都市公園の面積	93.86ha(2020年度)	↗
市民1人当たりの都市公園面積	4.1㎡(2020年度)	↗
可住地面積当たりの公園面積の割合	2.1%(2017年度)	→
協定締結公園数	63箇所	→
改修を行った公園箇所数	9箇所	→

【施策 10】 農地の保全・活用（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園※の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。

実行施策		担当課
①	都市における農地を保全するため、市民農園の市民への利用促進を図ります。	農政課
②	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設について周知を行います。	農政課
③	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。	農政課
④	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	農政課
⑤	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。【施策〈3〉と同じ】	農政課
⑥	農業後継者を始め、農業外からの新規就農等、市の農業を担う意欲ある農業者の支援を促進します。	農政課
⑦	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局
⑧	地産地消により、地域農業を活性化させるため、地場産品の学校給食への活用を推進します。	学校保健課

業務指標	基準年度実績値	指標の方向性
市民農園利用者数	277人／年	→
新規市民農園開設数（累計）	-	↗
農業従事者1人当たりの経営耕地面積	0.33ha（2015年度）	→
全農地に占める遊休農地面積の割合	18.1%	→
学校給食における上尾市産米使用回数	3回／年	→

※市民農園…サラリーマン家庭や都市住民の方々などが、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

【施策 11】 環境美化の推進（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

実行施策		担当課
①	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	道路課 河川課
②	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。	生活環境課
③	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
④	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	生活環境課
⑤	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚環境センター
⑥	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚環境センター

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
クリーン上尾運動※参加者一人当たりごみ回収量	0.9Kg	↘
ごみ散乱防止ネットの配布件数	136 件／年	→

※クリーン上尾運動…関東統一キャンペーン実施日（ごみ・ゼロの日 5 月 30 日）を中心に地区ごとにクリーン上尾運動として美化清掃活動を実施。

【施策 12】 景観の保全・整備（環境目標：快適環境の構築）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

実行施策		担当課
①	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
②	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課
③	駅周辺の中心市街地や防災上重要な都市計画道路については、防災機能の向上、通行空間の安全性、快適性の確保、良好な景観掲載を図るため、無電柱化を推進します。	道路課
④	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	道路課
⑤	安全で快適に通行できる交通環境を目指して、歩道等の整備を推進します。	道路課
⑥	高齢者や障がい者、すべての人が利用しやすい道づくりのため、歩道等のバリアフリー化など、歩行空間におけるユニバーサルデザインを推進していきます。	道路課
⑦	残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。	農政課
⑧	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。	交通防犯課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
地区計画策定数（累計）	26 件	↗
無電柱化整備延長	0m	↗
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,463 枚／年	↗
撤去した自転車台数	850 台／年	↘

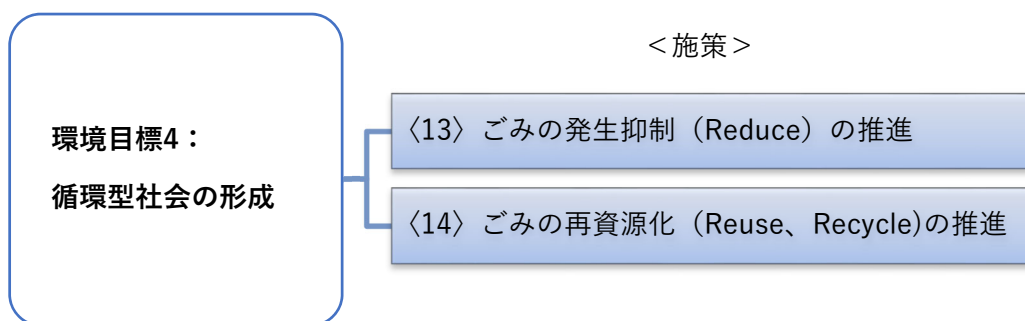
3. 資源循環分野

■資源循環分野における目標・施策

資源循環分野における環境目標は、【循環型社会の形成】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈13〉ごみの発生抑制（Reduce）の推進、〈14〉ごみの再資源化（Reuse、Recycle）の推進の各施策の展開を通じ、ごみの減量、リユース、リサイクルにむけた取組を推進し、「ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上」を図ります。

資源循環分野



計画指標	2018 年度実績値※	2030 年度目標値
1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門）	673g/人・日	597g/人・日
ごみのリサイクル率	19.7%	24.7%

※一般廃棄物処理実態調査（環境省）の公表結果より、直近の実績値として2018年度の値を基準値としています。

■関連するSDGsの項目



【施策 13】 ごみの発生抑制（Reduce）の推進 （環境目標：循環型社会の形成）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

実行施策		担当課
①	家庭ごみの減量化と資源循環*のため、ごみの減らし方やリサイクルについて積極的な情報発信を実施します。	環境政策課
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに過剰包装の辞退やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
③	ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。	環境政策課
④	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
⑤	食品ロスを削減するため、フードドライブなどの活動を促進します。	環境政策課
⑥	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者へ指導します。	建築安全課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
ごみに関する出前講座受講者数（累計）	584人	↗
廃棄物の最終処分割合	8.4%（2018年度）	↘

※資源循環…廃棄物を再使用、再生利用、熱回収などすることにより、資源として利用すること。

【施策 14】 ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進 （環境目標：循環型社会の形成）

■関連する SDGs の項目



（施策の目標）

市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体でごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）を推進します。

実行施策		担当課
①	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。【施策<13>と同じ】	環境政策課
②	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域リサイクルの活動内容や事例紹介など情報発信を行います。	環境政策課
③	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
④	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚環境センター
⑤	収集した粗大ごみからのピックアップ、リユースを前提とした収集、リユース品の住民の持ち込みなどによるリユース活動を促進します。	西貝塚環境センター

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
地域リサイクル活動による資源回収割合	8.35%	↗
リサイクル品の持ち込み数	36点	→

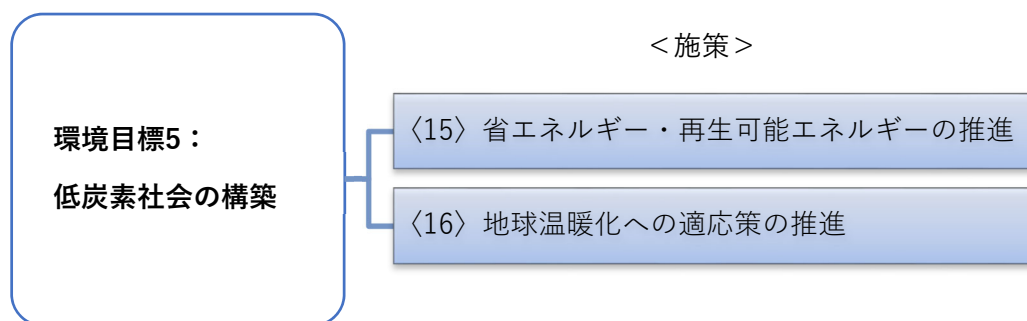
4. 省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野

■省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野における目標・施策

省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野における環境目標は、【低炭素社会の構築】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進、〈16〉地球温暖化への適応策の推進の各施策の展開を通じ、省エネ、再エネの徹底や気候変動への適応にむけた取組を推進し、「温室効果ガス排出量の削減」を図ります。

省エネルギー・再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野



計画指標	2013 年度実績値 [※]	2030 年度目標値
市内の CO ₂ 排出量	1,262 千 t-CO ₂	933 千 t-CO ₂
人口 1 人当たりの CO ₂ 排出量	5.5t-CO ₂	4.2t-CO ₂

※「パリ協定」における基準年に合わせ 2013 年度の値を基準値としています。

■関連する SDGs の項目



【施策 15】 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (環境目標：低炭素社会の構築)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断※、エコチューニング※等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

また、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

実行施策 (家庭部門)		担当課
①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。	環境政策課
②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて太陽光・太陽熱・エネファーム(家庭用燃料電池)等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課
③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けてホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)※等の情報提供を行い、設置を促します。	環境政策課
④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテン※を普及・促進します。	環境政策課
実行施策 (産業部門)		担当課
⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。	環境政策課
⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて太陽光・太陽熱・コージェネレーション設備(熱電併給システム)等の情報提供を行い、設備更新を促します。	環境政策課

※省エネ診断…専門家が家庭や事業所のエネルギー使用状況を診断し、実行性の高いアドバイスを行う制度のこと。

※エコチューニング…温室効果ガスを削減するため、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うこと。

※ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)…家庭用の電力管理システム。

※グリーンカーテン…植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。

実行施策（業務その他部門）		担当課
⑦	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。	環境政策課
⑧	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
⑨	学校の緑を維持する為、敷地内の樹木を適切に管理します。	教育総務課
⑩	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、学校にグリーンカーテンを普及・促進します。	環境政策課 教育総務課

実行施策（運輸部門）		担当課
⑪	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課
⑫	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者が公共交通機関利用の実践を促します。【施策〈5〉と同じ】	交通防犯課
⑬	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
⑭	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者がエコドライブやアイドリングストップの実践を促します。	生活環境課
⑮	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に掲げる、自転車レーン整備優先エリアの整備を進めます。	都市計画課 道路課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
世帯当たりの太陽光発電設置割合	4.7%	↗
太陽熱を利用した温水機器等がある住宅の割合	2.8%(2018年度)	↗
太陽光を利用した発電機器がある住宅の割合	4.3%(2018年度)	↗
省エネに関する出前講座※受講者数	0人/年	↗
省エネ対策推進奨励金※申請件数（省エネ設備）	169件/年	→
省エネ対策推進奨励金申請件数（次世代自動車）	12件/年	→
省エネ対策推進奨励金申請件数（その他省エネ対策）	45件/年	→
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガスの削減率	9.1%(2018年度比)	↗
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	16,786t-CO ₂	↘
ぐるっとくんの年間利用者数	480,306人/年	↗
自転車レーンの整備延長	5.6Km	↗

※出前講座…申込みに応じて、市職員等が学習者の希望する時間に学習者の確保した学習場所へ出向き、所掌事務に関する内容等の講義を行うもの。

※省エネ対策推進奨励金…市では、自主的に省エネ活動に取り組む方々に予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付。

【施策 16】 地球温暖化への適応策の推進 (環境目標：低炭素社会の構築)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策※」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策※」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

実行施策		担当課
①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。	みどり公園課 環境政策課
②	熱中症予防に向け、市民や事業者に打ち水などの暑さへの対策を広く呼びかけます。	環境政策課
③	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。	河川課
④	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。	危機管理防災課
⑤	上尾市防災士協議会と連携し、マイタイムライン※等普段の備えを具体的に分かりやすく伝えていくことで、防災行動の普及啓発に努めます。	危機管理防災課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
雨水貯留タンク設置補助件数	28 件／年	→
イツモ防災講座（マイタイムラインを含む）受講者数	2,412 人／年	→

※緩和策…地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

※適応策…気候の変動やそれに伴う気温・海面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという対策のこと。

※マイタイムライン…台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

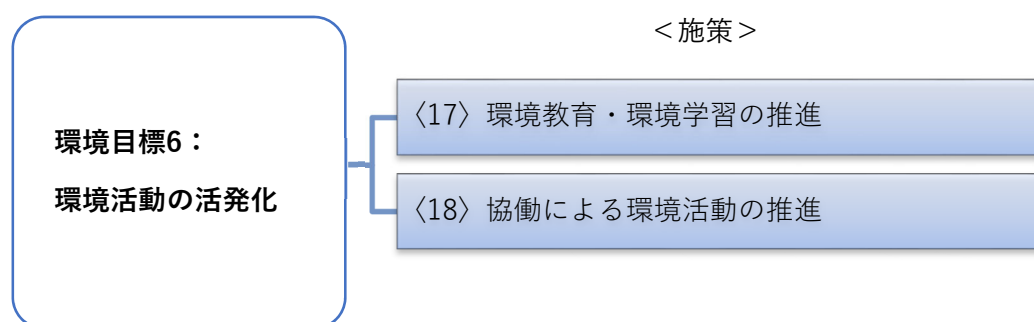
5. 環境づくり分野

■環境づくり分野における目標・施策

環境づくり分野における環境目標は、【環境活動の活発化】です。目標の具現化に向けては、2つの施策を設けます。

〈17〉環境教育・環境学習の推進、〈18〉協働による環境活動の推進の各施策の展開を通じ、子どもから大人までの環境教育やボランティア活動の活性化などにむけた取組を推進し、「環境活動に参加したいと思う人の割合の向上」を図ります。

環境づくり分野



計画指標	2019 年度実績値	2030 年度目標値
「環境活動に参加したい」 と思う人の割合	2.3%	5%

■関連する SDGs の項目



【施策 17】 環境教育・環境学習の推進 (環境目標：環境活動の活発化)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

実行施策		担当課
①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
②	地域における環境学習の機会を増やすため、環境推進協議会において市民向けの環境に関する学習会を開催します。	環境政策課
③	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課
④	市民が自然とふれあう機会を増やすため、自然観察会などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	環境政策課
⑤	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課
⑥	子どもの時からの環境教育の機会を増やすため、学校における温暖化対策講座等の実施を進めます。	指導課
⑦	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。	生涯学習課
⑧	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	みどり公園課
⑨	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。【施策〈2〉と同じ】	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
環境推進協議会学習会参加者数	52人/年	↗
市内小中学校での環境パネルの展示回数	1回/年	↗
温暖化対策講座実施校数	2校/年	↗
環境学習講座参加者数	0人/年	↗

【施策 18】 協働による環境活動の推進 (環境目標：環境活動の活発化)

■関連する SDGs の項目



(施策の目標)

将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするすることで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。

実行施策		担当課
①	将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈2〉と同じ】	環境政策課
③	NPO や民間事業者等が市民、行政と協働して行う環境活動に関する情報を収集するとともに、取組拡大に向けて広く周知啓発を行います。	環境政策課
④	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課 みどり公園課 農政課
⑤	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈11〉と同じ】	生活環境課
⑥	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈10〉と同じ】	農政課

業務指標	基準年度 実績値	指標の 方向性
あげお環境賞※受賞団体の紹介件数	2 件/年	→
クリーン上尾運動参加人数	18,762 人/年	→

※あげお環境賞…環境の保全と創造に関する意識の醸成および行動の促進を図るため、個人、各種団体および事業者において、他の模範となる優れた取組を表彰するもの。

第2章 推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、「第1部 第1章 5. 計画の推進体制」で記したように、市民・事業者・行政がお互いの役割に応じた行動を協働で実践していくことが重要です。そこで、次に掲げる組織を推進体制の基盤として活用し、計画の推進を図ります。

1) 上尾市環境審議会

上尾市環境審議会は、市の環境の保全および創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき設置された組織です。市議会議員、関係団体の代表、関係行政機関の職員、有識者で構成されています。

本計画の推進にあたっては、計画全体の進捗状況や今後に向けた課題について審議を行い、市長へ助言を行います。

2) 上尾市環境政策推進会議・上尾市環境政策推進会議幹事会

上尾市環境政策推進会議は、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、上尾市環境基本条例に基づき設置された庁内の横断的な組織です。市長を会長に、副市長を副会長におき、部長職の職員により構成され、下部組織に次長職の職員で構成される上尾市環境政策推進会議幹事会を設置しています。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル[※]に基づき、環境関連施策の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

3) 上尾市環境推進協議会

環境への負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的に設置された組織で、市民団体、事業者、有識者で構成されています。

主な活動として、環境イベントや学習会を開催しているほか、あげお環境賞の贈呈などの活動や市民・事業者への環境情報の提供を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画に示された取組を市と協働して実践します。

※PDCA サイクル…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づき、年次計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、施策の進捗状況の確認、評価(Check)を行い、次年度のアクションプランへと反映させます(Action)。

1) Plan (計画)：年次計画の策定

各施策を進めるにあたり、担当部署は、年度当初に当該年度のアクションプランを策定します。策定にあたっては、担当施策に対する取組の実施状況を把握するため、指標(業務指標)を設定します。業務指標には数値目標を設定します。

また、部局横断的な指標として、計画指標を設定しており、5年毎に目標値を設定、見直します。

2) Do (実行)：取組の推進

策定したアクションプランに基づき、担当部署は取組を推進します。なお、進捗状況の確認や課題の抽出については、次のプロセスで確認します。

3) Check (点検・評価)：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年度当初に掲げた業務指標の目標値に対する実績値を確認し、なぜどのような結果となったのか等について考察するとともに、課題の抽出を行います。

計画指標については5年(一部を除く※)ごとに、業務指標の進捗状況と合わせて、目標の達成状況を確認します。

計画の進捗については、上尾市環境政策推進会議で確認したうえで、上尾市環境審議会に報告し、評価や助言を受けます。

また、年度ごとの実績については、「上尾市環境年次報告書」として取りまとめ、市民・事業者等に公表します。

4) Action (改善)：次年度計画への反映

担当部署は点検・評価における自己評価に加え、上尾市環境政策推進会議及び上尾市環境審議会の評価や助言等を踏まえた改善策について、次年度のアクションプランへと反映させます。

※ 「1人1日当たりのごみ排出量」「ごみのリサイクル率」「市内のCO₂排出量」「人口1人当たりのCO₂排出量」

資料編

1. 上尾市環境基本条例

平成9年9月30日

条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及

び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(環境基本計画との整合)
- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
(報告書の作成)
- 第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。
(環境監査の実施)
- 第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。
(環境影響評価の推進)
- 第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(規制措置)
- 第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。
(助成措置)
- 第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(財政措置)
- 第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)
- 第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(環境教育及び環境学習の振興等)
- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの

者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 24 条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2. 策定経過

日程	内容
令和元年 11 月 6 日 ～令和元年 11 月 20 日	市民・事業所アンケート調査
令和 2 年 7 月	担当課ヒアリング実施（3 日間）
令和 2 年 7 月 27 日 ～令和 2 年 8 月 14 日	リサイクル団体アンケート調査
令和 2 年 10 月 12 日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画素案に関する審議
令和 2 年 10 月 19 日	上尾市環境政策推進会議 ・計画素案に関する審議
令和 2 年 10 月 23 日	上尾市環境審議会 ・中間報告書、計画素案に関する審議
令和 2 年 11 月 25 日	上尾市環境審議会 ・計画素案に関する審議
令和 2 年 12 月 25 日 ～令和 3 年 1 月 18 日	市民コメント実施
令和 3 年 1 月 25 日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画案に関する審議
令和 3 年 2 月 1 日	上尾市環境政策推進会議 ・計画案に関する審議
令和 3 年 2 月 9 日	上尾市環境審議会 ・諮問 ・計画案に関する審議 ・答申
令和 3 年 3 月	令和 3 年 3 月定例会に報告

3. 用語集

【あ行】

アイドリングストップ

自動車などが走行していない時、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを行わないこと。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

あげお朝市

「あげお朝市実行委員会」が市内で生産された新鮮で安全な野菜や卵のほかに季節の花や果実、手作りまんじゅう（4月から6月に販売）などをJR上尾駅自由通路にて月1回直売するイベント。

あげお環境賞

環境保全の意識の醸成と行動の促進を目的に、他の模範となる取組を行っている個人・団体・事業者を表彰するもの。第1回の表彰は平成14年度（2002年度）に実施した。

あげお環境白書

「上尾市環境基本条例」第10条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

雨水浸透ます

雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

雨水貯留槽

雨水を河川や下水へ急激に流入させないため、集合住宅用地等の比較的規模の大きな施設の地下で雨水をためる抑制施設。一部の施設においては、貯めた雨水をトイレ用水などに再利用している。

雨水貯留タンク

雨どいに直接接続し、建物の屋根に降った雨水を貯めるタンク。貯まった雨水は、庭木への水やり、打ち水、洗車などに利用でき、水道水の節約につながる。また、降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

打ち水

アスファルトやコンクリート等の表面に水をまくことで、気化熱によって地面や周囲から熱を吸収し、温度を下げること。

ECO (エコ)

狭義には生物学の一分野としての生態学のことを指すが、広義には環境への負荷を減らす活動、自然保護に関わる活動などを指す。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うこと。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素 (CO₂) やその他の排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

エネファーム (家庭用燃料電池)

都市ガスや LP ガス、灯油などから水素を抽出し、空気中に存在している酸素と反応させることにより電気を作り出すシステムのこと。発電の際の副産物である排熱を暖房や給湯システムの熱源として利用する。

エネルギー利用効率

投入したエネルギーに対して、回収 (利用) できるエネルギーの比率のこと。エネルギー利用効率が高い機器の方が、より省エネ性能が高いと言える。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10~50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か行】

かいぼり

池や沼の水をくみ出して泥をさらい、魚などの生物を獲り、天日に干すこと。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的 (意図的または非意図的) に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種 (外来種)。外来生物のうち、導入先の生態

系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。(→特定外来生物)

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。(→単独処理浄化槽)

環境基準

「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水・排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

気候変動

大気の平均状態を気候と呼ぶ。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の増加、太陽活動の変化などがある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。

揮発性有機化合物 (VOC)

Volatile Organic Compounds。インキ、ガソリンおよび溶剤(シンナー等)等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM および光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

協定締結公園

公園管理協定の締結されている公園のこと

クールシェア

夏の省エネ対策の一つとして、暑い時に涼しい場所に集まることで、エアコンの稼働を減らす取組。家庭で一つの部屋に集まる、図書館・集会所などの公共施設の利用のほか、カフェ・レストランなどの民間施設の利用があげられる。

クリーン上尾運動

市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化清掃活動。

クリーンエネルギー

電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーのこと。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。また化石燃料の中でも、有害物質の発生が少ない天然ガスも、石油と比較してクリーンエネルギーと呼ばれることがある。(→自然エネルギー)

グリーンカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。環境負荷の低い製品には「エコマーク」などの環境ラベルが付されていることが多い。

ゲリラ豪雨

局地的大雨。短い時間に集中的、局地的に発生する豪雨のこと。

現状趨勢(BAU)

新たな地球温暖化対策を行わないで現状のまま推移すると仮定すること。

減農薬農法

農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式のこと。

COP

Conference of Parties の略で、広く「締約国会議」という意味。

公園管理協定

地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域住民が簡易な管理作業を行う際に報奨金を支払う制度。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン(O_3)などの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目や咽喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、目や咽喉などの粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など公共用に供される水域とこれらに接続する小規模の溝状の水路(公共溝渠)、灌がい用水路などの公共用に供される水路のこと。公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑・果樹園。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生する排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱源に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

公有地化

相続等の発生により売却や開発される恐れがきわめて高いなど、保全することが著しく困難な場合に、行政が土地の買入れ、借受けを行い当該地の現況を保全すること。

小型家電リサイクル

デジタルカメラやゲーム機等の使用済の小型電子機器等の再資源化を促進し、環境汚染の防止と機器に含まれるレアメタル（希少金属）の有効活用をする取組。リサイクル方法は自治体の回収ボックスや指定業者に回収を依頼するなどがある。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」で、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めている。

護岸

河岸、海岸、水際の浸食防止のために造られる工作物のこと。

国連経済社会局

経済社会局（DESA）は、国連本部にある国連事務局内の部局の1つである。DESAの使命はすべての人々のために開発を促進することであり、その活動領域は、貧困の削減、人口、ジェンダーの平等と先住民の権利、マクロ経済政策、開発融資、公共部門のイノベーション、森林政策、気候変動、持続可能な開発と、広範にわたる。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再資源化

廃棄物等を原材料として再利用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。化石燃料と異なり、エネルギーの利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

特定の業種・分野について、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標（ベンチマーク指標）を設定し、省エネの取組が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、非常に進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すための制度。

資源循環

廃棄物を再使用、再生利用、熱回収などすることにより、資源として利用すること。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車がある。

自然学習館

上尾丸山公園内に設置された、上尾の自然や文化を学習、観察、体験ができる施設。

自然共生

大気、水、土壌および多様な生物等と人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然の維持管理、自然的環境の回復および野生生物の保護管理など、保護あるいは整備等の形で環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2000年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。単に2030アジェンダともいう。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする考え方を持続可能な開発といい、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を、持続可能な社会という。

自転車レーン

道路法令（道路法と道路構造令）に規定された自転車の通行に供される自動車から分離された各種の道路または道路の部分指す。一般的な用法としては、このほかに、道路交通法に基づく交通規制による「自転車専用通行帯（自転車レーン）」や自転車以外の通行禁止規制が実施された道路、自転車が通行することのできる「歩行者用道路」、道路法上の道路ではない道路（施設扱いのサイクリング道路や河川管理道路など）を含む場合がある。

市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

ジェンダー

生物学的な性差をセックスというのに対して、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーと呼ぶ。

住工混在

住宅と工場が混在する地区あるいは地域のこと。近年は、工場跡地の有効活用として中高層マンションや住宅が建設され、新たに転入してきた住民と、もとより操業していた工場との間で、騒音、振動、臭気、埃、積降作業に伴う交通渋滞などの問題が生じやすくなっている。

樹木管理公園

剪定等の樹木管理を行った公園のこと。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、平成28年度において年間2,759万トンの食品廃棄物等が出されており、このうち「食品ロス」は643万トンと推計される。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成29年で年間約380万トン)の1.7倍に相当する。

省エネ診断

地球温暖化や省エネ家電・設備などに関する知識を持った専門家が、家庭や事業所のエネルギー使用状況を診断し、実行性の高いアドバイスをを行う制度のこと。

省エネ対策推進奨励金

市では、自主的に省エネ活動に取り組む方々に予算の範囲内で省エネ対策推進奨励金を交付。

省エネリフォーム

室内における暑さ、寒さなどの快適性向上（熱的快適性の向上）、および冷暖房や給湯などの設備機器で消費するエネルギーを少なくすること（省エネルギー）を目的として実施するリフォームのこと。

省エネルギー行動

省エネルギーとは、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすることであり、家庭や事業所における不要な機器の停止、温度・照度などの設定の見直しや、運用方法の改善などを行うことを省エネルギー行動という。

除染

放射性物質を「取り除く」「遮る」「遠ざける」などの方法を組み合わせて、環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

森林環境譲与税基金

木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策のための基金を設置するもの。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「リデュース (Reduce)：廃棄物の発生抑制」「リユース (Reuse)：再使用」「リサイクル (Recycle)：再生利用」の頭文字をとったもの。

3R + Renewable

ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えていくこと。

成果指標

行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。アウトカム指標。

生産緑地

「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する 500 ㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地のこと。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物化学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demand（バイオケミカル・オキシゲン・デマンド）の略称。川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で 5 日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量（溶存酸素量）のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっている。

採水当日の酸素量と 5 日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となる。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性をとらえ、それぞれ保全が必要とされている。

ZEH（ゼッチ）

NetZeroEnergyHouse（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。住まいの断熱性・省エネルギー性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次エネルギー消費量（石油、石炭、天然ガス、原子力発電所で利用する核燃料、水力、太陽光、太陽熱などの消費量）の収支をゼロとすることを目指した住宅。

ZEB（ゼブ）

NetZeroEnergyBuilding（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

【た行】

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

体験農園

農家自らが開園し、種苗・肥料・農機具を備え、栽培指導を行う農園で、利用者は農家による指導を受けながら農業体験ができる。また、農家は栽培指導料と野菜の買い取り代金を含んだ利用料金を、農業収入として得ることができる。

たい肥化

人の手によって、有機物（主に動物の排泄物、生ごみ、汚泥）を分解する微生物などのたい肥化生物にとって有意な環境を整え、たい肥を作ること。コンポスト化とも呼ばれる。

太陽光発電システム

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電するシステム。家庭においては、基本的に家庭で利用して余った電気は電力会社が買い取る「余剰電力の買取制度」が適用される一方、事業者が設置する太陽光発電所などは、自分で消費した電力とは無関係に、太陽光発電したすべての電力を売電できる「全量買取制」が適用されている。

太陽熱温水器

太陽熱を集熱し、給湯や冷暖房に利用する「太陽熱利用機器」。主に集熱器と貯湯槽から構成され、集熱器と蓄熱槽が一体化された機器が自然循環型で、一般に太陽熱温水器と呼ばれ、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しているのが強制循環型で、ソーラーシステムや太陽熱高度利用システムとも言われる。

単独処理浄化槽

生活排水のうち、し尿のみを処理する浄化槽のこと。(→合併処理浄化槽)

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→温室効果ガス)

地区計画

「都市計画法」第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。また、農産物だけでなく、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことも同様に言う。

地中熱

昼夜間または季節間で温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーのこと。

低炭素社会

再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化を促進して、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

適応策

気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという対策のこと。

出前講座

申込みに応じて、市職員等が学習者の希望する時間に学習者の確保した学習場所へ出向き、所掌事務に関する内容等の講義を行うもの。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

特定外来生物

外来生物(移入種)のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」(平成16年)によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法により、これらの生物の飼育、栽培、保管、運搬、輸入、野に放つなどの行為は禁止されている。(→外来生物)

特別緑地

「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき指定した樹林の中で、特に良好なもの。

特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大防止や緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき市が指定するもの。

【な行】

農地の多面的機能

安全な「食」を提供する農地には様々な生き物が生息し、豊かな農村風景を形成している。豪雨の際は雨水を貯めることで洪水や土砂崩れを防止し、農業に由来する伝統行事の開催の場にもなるなど、農地は人々の生活には欠かせない多様な機能を持っている。

農地パトロール

「農地法」第 30 条に基づき、実施される農地の利用状況調査のこと。「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地」、「利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地」を調査する。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業のこと。廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で農林漁業を営むためなど一部例外を除き禁止されている。

【は行】

ばい煙

燃料やその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんおよび有害物質の総称。

バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材のこと。

ハイブリッド車

2つ以上の動力源を備えている車のこと。一般的には、ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターの2つの動力源を備えた自動車を指すことが多い。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

PRTR 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量および廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

FIT 制度

「固定価格買取制度」とも言われ、再生可能エネルギーで発電した電気を一定期間は固定価格で買い取らなければならないという制度。

不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、同法に定めた処分場でなく、山林、河川、公園、廃墟などの人目につかないようなところに廃棄物を投棄すること。違反者には廃棄物の撤去とともに懲役・罰金などの罰則がある。

浮遊粒子状物質

粒子状の物質（浮遊粉じん・エアロゾルなど）のうち、大気中に浮遊している粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のもの。

フリーペーパー

広告収入を元に定期的に制作され、無料で特定の読者層に配布される印刷物のこと。

ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地が単独で、または樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心とした優れた風景をいう）を形成している地域を埼玉県が指定するもの。

ふれあいの森

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、保存樹林の中で特に良好なものを特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。

プラグインハイブリッド

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド車であり、PHV(Plug-inHybridVehicle)または PHEV(Plug-inHybridElectricVehicle)と略される。

HEMS

「HomeEnergyManagementSystem」の略。カラーモニターが付いた、家庭用の電力管理システム。「HEMS」のキーワードは、「見える化」と「一元管理」の2つ。「見える化」のポイントは、モニターに詳しい電力使用量がリアルタイムで表示されること。いつ、どの部屋の、どの機器で多くの電力を使っているかが一目瞭然なので、節電対策が立てやすく、結果も目に見えて実感できるので、家族の省エネ意識の向上にもつながる。「一元管理」のポイントは、例えばエアコンのスイッチや、帰宅時間に合わせた湯張りを外出先からスマホ操作で行うことができる。また、電気代が安い時間帯、高い時間帯を見極めて電子機器を自動制御すれば、電気の使用量を最適化することが可能。無駄な労力をかけることなく効率的に節電できる。

ペーパーレス化

オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすること。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

保存樹林・保存樹木

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、樹林は 500m^2 以上、樹木は高さ 10m 以上および幹周 1.5m 以上を有するものを市が指定する。

HP（ホームページ）

インターネットの用語で、ウェブサイトやウェブページのこと。

【ま行】

マイクロプラスチック

サイズが5 mm以下の微細なプラスチックごみ。近年、海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マイタイムライン

台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

マイバッグ

買った品物を入れるために消費者が持参する袋。買物袋。

街づくり協議会

「上尾市街づくり推進条例」第8条の規定により、地区住民によって設立された団体のこと。

みどりの基金

上尾の緑を守り、創り育てていくために基金を設置するもの。

緑のパートナーシップ制度

公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。（→公園管理協定）

モニタリング

環境の状態・状況などを、常に監視・観察して記録すること。周辺の自然環境や生活環境に影響を与えていないかどうか定期的に確認すること。

【や行】

ヤブツバキクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

有機農法

化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

要請限度

「騒音規制法」および「振動規制法」においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音あるいは道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしており、この判断の基準となる値のこと。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が求められる。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、[1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

利用権設定

農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという認定農業者等との間で、「農業経営基盤強化促進法」に定められる、農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利を設定すること。

緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、樹林地、草地等の良好な自然環境を有している土地で、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止、寺社・遺跡等と一体となった郷土のシンボリック機能等を持つものを対象として定める。規制により損失を受けた場合の保証や所有者の申し出により土地の買入れ、税制上の優遇等が定められている。地区内で建築行為、土地の区画形質の変更等を行う場合は許可が必要となる。

緑地率

公共施設等として管理されている緑地（公園等）、土地利用規制等で確保されている緑地（生産緑地・近郊緑地保全地域等）、社会通念上安定していると考えられる緑地（寺社、公開性のある大学等）を緑地と定義し、市域に占める緑地面積の割合をいう。

路上喫煙

歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含めた、道路等での喫煙。歩きたばこは、周囲の人にとって危険であり、迷惑となる。また、吸い殻のポイ捨ては、吸い殻の散乱がまちの美観を損なうことにつながる。

第3次上尾市環境基本計画
令和3年3月

編集・発行 上尾市環境経済部環境政策課

住 所 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電 話 048-775-5111（代表）／048-775-6925（直通）

F A X 048-775-9872

E - m a i l s251000@city.ageo.lg.jp



古紙ハルブ配合率70%再生紙を使用



「AGECO」とは、上尾で行う環境に優しいエコな取り組みを総称したものです。私たちが身近にできることから取り組みながら、あげおでエコな暮らし方を楽しむことを掲げたスローガンです。

